

設 計 書

第 1 浄 水 場 場 内 整 備 工 事
鹿 沼 市 千 手 町

工 期 271日

設 計 概 要

1. 場内整備工事

場 内 整 備 工 事 : 土砂掘削、アスファルト舗装、コンクリート舗装、歩車道境界ブロック設置、浄水池越流管布設
送水ポンプ室内 電気・機械設備撤去処分-1式、既設側溝、街渠撤去-1式、No. 2取水井補水工事
既 存 構 築 物 撤 去 工 事 : 既設送水ポンプ室解体撤去-1棟、既設苛性ソーダ室解体撤去-1棟、既設次亜注入室解体撤去-1棟
既設薬注ピット室（新・旧）解体撤去-2箇所、既設流量調整弁室解体撤去-1箇所
既設送水ポンプ室内 電気・機械設備撤去処分-1式、既設側溝、街渠撤去-1式

検 算 者
設 計 者

設 計 書

請負工事費	円
内 訳	
工 事 価 格	円
内消費税相当額	円

変 更 前 実 施			変 更 今 回		
設 計 額	工事価格	円	設 計 額	工事価格	円
	消 費 税	円		消 費 税	円
	請負修繕費	円		請負修繕費	円
請 負 額	請負価格	円	請 負 額	請負価格	円
	消 費 税	円		消 費 税	円
	請負代金	円		請負代金	円
請 負 率			増 減 額		円

変 更 理 由

土木工事仕様書

令和8年5月1日適用

I 共通仕様

1. 工事仕様

受注者は、工事内容に応じ、以下の共通仕様書に準拠し施工すること。なお、内容等に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 道路工事、河川工事、公園工事及びこれらに類する工事

○栃木県県土整備部発行の土木工事共通仕様書

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/r08kyoutuusiyousyo.html>

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/kyoutuusiyousyo.html>

○栃木県県土整備部発行の土木工事共通仕様書

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/r08kyoutuusiyousyo.html>

(2) 水道工事（導水管、送水管及び配水管）及びこれらに類する工事

○公益社団法人日本水道協会発行の水道工事標準仕様書

○栃木県県土整備部発行の土木工事共通仕様書

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/r08kyoutuusiyousyo.html>

(3) 下水道工事及びこれらに類する工事

○公益社団法人日本下水道協会発行の下水道土木工事必携(案)

○栃木県県土整備部発行の土木工事共通仕様書

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/r08kyoutuusiyousyo.html>

(4) 治山工事、林道工事及びこれらに類する工事

○栃木県環境森林部発行の土木工事共通仕様書

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/documents/20260401_dobokukyoutuushiyousho.html

○栃木県県土整備部発行の土木工事共通仕様書

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/r08kyoutuusiyousyo.html>

(5) 土地改良工事、農道整備工事及びこれらに類する工事

○栃木県農政部発行の土木工事共通仕様書

2. 下請業者の選定

受注者は、一次下請業者を選定する際、当該建設業者の社会保険等加入状況を確認のうえ、社会保険等に加入している建設業者を選定しなければならない。なお、二次下請以下の建設業者についても、原則、社会保険等に加入している建設業者を選定すること。

3. 工事看板の設置基準

工事看板の設置基準は、以下の URL を参照すること。

○鹿沼市 HP: <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/manage/contents/upload/69fbf4f8e1f7b.pdf>

Ⅱ 特記仕様

1. 工事資料の提出

受注者は、工事資料の作成にあたり、別紙「鹿沼市工事資料一覧表」を参照するとともに、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン」を遵守のうえ、成果品を電子納品すること。

2. 法定外労災保険の付保

受注者は、本工事において法定外労災保険に付さなければならない。法定外労災保険とは、業務や通勤に起因した労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、労働者災害補償保険法（労災保険法）による労災補償給付とは別に、企業が独自の立場から保障給付の上積みを行うための保険をいう。

3. 週休2日制工事

本工事は、「現場閉所による通期の週休2日」に取り組むことを前提とした発注者指定型の土木工事である。受注者は契約後、「週休2日制工事の実施計画書（様式第1号）」により発注者と協議したうえで週休2日制工事に取り組むこと。

4. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事である。実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和元（2019）年度7月19日付け技管第159号）」に基づき行うものとする。（栃木県 HP: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/20190718.html>）

Ⅲ 施工条件

1. 建設副産物関係

(1)建設発生土の処分

受注者は、本工事における建設発生土を工事仕様及び関連する法令に基づき適正に処分しなければならない。本工事における建設発生土の処分場所は以下を見込んでいるが、処分場所や処分費用に変更が生じた場合は、別途協議する。

○処分場所:鹿沼市深津 269-1 運搬距離 9.8km

特記仕様書

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2. 対象とする調達検討資材は、受注者からの発議に基づき監督職員と協議(第1回協議)の上決定するものとする。
3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議(第2回協議)するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 1 浄水場 場内整備工事

特 記 仕 様 書

令 和 8 年 度

鹿 沼 市 上 下 水 道 部

目 次

第 1 章	共 通 編
1.	総 則
2.	材 料
3.	工 事
4.	舗装版の切断時に発生する濁水の適正な処理
5.	解 体 工 事

第1章 共 通 編

1. 総 則

1. 1 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

本仕様書は令和8年度 第1浄水場 場内整備工事 の施工に適用する。

1. 1. 2 工 期

この工事の工期は271日とする。

1. 1. 3 工事場所

この工事の施工場所は下記のとおりである。

栃木県鹿沼市千手町2599

1. 1. 4 仕様書等の遵守

工事はすべて設計書、図面ならびに本仕様書を遵守し鹿沼市上下水道部監督員（以下「監督員」という）および工事監理者の指示に従い誠意をもって工事の進捗を図らなければならない。

1. 1. 5 設計図書の疑義

本工事の設計図書に関する疑義は入札前の質疑応答書をもって確かめておかなければならない。

設計書、図面および仕様書に記載していない事項があるとき、または内容に相互符合しない事項があるときは監督員および工事監理者と協議の上決定するものとする。

ただし、明記されていないものであっても本工事内容の特性上、必要不可欠と監督員および工事監理者が判断したものについては、請負者の負担により施工しなければならない。

1. 1. 6 官公署、その他関連企業への諸手続

各官公署、その他関連企業への申請および届出の代行手続き、必要書類、図面等の作成は請負者の負担にて行う。

1. 1. 7 瑕 疵

本工事は、請負者の責に帰すべき施工上の瑕疵による事故、破損等が発生した時、請負者は無償で市の指定する期間に補修しなければならない。

なお、保証期間は別途指示のない場合、受渡し完了後1年間とする。

1. 1. 8 準拠規格

本工事に準拠すべき規格ならびに工事基準は本仕様書の外、下記の法律、法規、規格、基準、指針およびその他関連法令等を遵守すること。

記

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) コンクリート標準示方書 | (社) 土木学会 |
| (2) コンクリートのポンプ施工指針 | (社) 土木学会 |
| (3) 鉄筋定着・継手指針 | (社) 土木学会 |
| (4) 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧溶継手工事 | (社) 日本鉄筋接手協会 |

(5) 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)	(社) 日本道路協会
(6) 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)	(社) 日本道路協会
(7) 鋼道路橋施工便覧	(社) 日本道路協会
(8) 鋼道路橋塗装・防食便覧	(社) 日本道路協会
(9) 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(社) 日本道路協会
(10) 舗装設計施工指針	(社) 日本道路協会
(11) 舗装施工便覧	(社) 日本道路協会
(12) 舗装試験法便覧	(社) 日本道路協会
(13) アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(社) 日本道路協会
(14) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案)	(社) 日本道路協会
(15) 道路土工ー軟弱地盤対策工指針	(社) 日本道路協会
(16) 道路土工ー施工指針	(社) 日本道路協会
(17) 道路土工ーのり面工・斜面安定工指針	(社) 日本道路協会
(18) 道路土工ー擁壁工指針	(社) 日本道路協会
(19) 道路土工ーカルバート工指針	(社) 日本道路協会
(20) 道路土工ー仮設構造物工指針	(社) 日本道路協会
(21) 道路土工ー排水工指針	(社) 日本道路協会
(22) 舗装再生便覧	(社) 日本道路協会
(23) 道路標識設置基準・同解説	(社) 日本道路協会
(24) 視線誘導標設置基準・同解説	(社) 日本道路協会
(25) 仮締切堤設置基準 (案)	建設省河川局
(26) 防護柵の設置基準・同解説	(社) 日本道路協会
(27) 車両用防護柵標準仕様・同解説	(社) 日本道路協会
(28) のり枠工の設計施工指針	(社) 全国特定法面保護協会
(29) グランドアンカー設計・施工基準、同解説	(社) 地盤工学会
(30) 土止め先行工法に関するガイドライン	厚生労働省労働基準局
(31) 石綿障害予防規則	厚生労働省
(32) 労働安全衛生規則	厚生労働省
(33) 水道設計指針	日本水道協会制定
(34) 水道施設維持管理指針	日本水道協会制定
(35) 水道耐震工法指針・解説	日本水道協会
(36) 水道工事標準仕様書	日本水道協会
(37) 電気規格調査会標準規格	J E C
(38) 日本産業規格	J I S
(39) 日本電気工業会標準規格	J E M
(40) 日本電力ケーブル付属品工業会規格	J C A A
(41) 電気設備技術基準	経済産業省
(42) 内線規程	日本電気技術規格委員会編
(43) 日本水道協会規格	J W W A

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (44) 機械設備工事共通仕様書 | 国土交通省営繕部監修公共建築協会編 |
| (45) 電気設備工事共通仕様書 | 国土交通省営繕部監修公共建築協会編 |
| (46) 栃木県土木工事共通仕様書 | 栃木県土木部 |
| (47) 水道法および水道施設基準 | |
| (48) 建設業法 | |
| (49) クレーン等安全規則 | 厚生労働省 |
| (50) その他、この工事に関連する法令、機側等 | |

1. 1. 9 提出書類

提出書類は下記により、各々提出するものとし、提出期限等については監督員の指示に従うものとする。

1. 施工計画書
2. 現場代理人届および主任技術者届
3. 工事工程表
4. 工事報告書（日報、月報、出来高グラフ）
5. 打合せ議事録
6. 材料検査願
7. 工事協力会社リスト
8. メーカーリスト
9. 施工図及び承認図
10. 工事写真
11. 完成写真
12. その他監督員が必要と指示する図書

1. 1. 10 関連工事との協調

この工事を施工するにあたり、請負者は関連工事担当者と協調をとり、円滑に工事を進捗させるよう務めること。

1. 1. 11 打合せ

この工事を円滑に進捗させるため、請負者は監督員および関連工事担当者との打合を密にする。主たる打合は下記要領にて行うものとする。

（なお、業者間、請負者内部の打合は本項の規定外とする。）

1. 工事着手前打合せ

工事着手に先立ち、設計内容、施工計画（工事手順、工程、工法、安全管理等）について、工事関係者全員出席のもとに概要打合を行う。請負者は、この打合時、「施工計画書」を提出しなければならない。

2. 承認図打合せ

請負者より提出された承認図をもとに詳細打合を行う。

承認図作成担当者は必ず出席しなければならない。

3. 検査前打合せ

工場立会検査等を行うにあたり、検査の詳細打合を行う。

請負者はこの打合に先立ち「検査法案」を作成し、当日「検査法

案」作成担当者は必ず出席しなければならない。

4. 工事変更の対象

工事施工内容に変更が生じた場合、両者協議の上、検討するものとするが、多少の変更は乙の負担とする。

5. その他の打合せ

施工期間中、監督員が必要とした場合および請負者よりこの申し出を監督員が認めた場合指定された関係者出席のもとに打合せを行うことができる。

6. 議事録の提出

前期（１）～（５）項に述べた各打合せの都度、請負者は打合せ議事録をとり、出席者確認のうえすみやかに監督員に提出する。

議事録は、以後の承認図書検討、各種検査判定用に仕様するため、その内容は詳細かつ正確でなければならない。

1. 1. 12 現場管理

1. 請負者は、工事施工方法および順序等について、あらかじめ監督員および工事監理者の承認をうけなければならない。

2. 請負者は、工事施工に必要な仮設建物、主要機械設備および材料置場等の仮設にあたっては、監督員と協議をし、承認をうけなければならない。

3. 請負者は工事の施工にあたって地域住民との関係に配慮し、問責等生ずることがあってはならない。また既設構造物、その他第三者に損傷を与えないよう充分注意し、万一損傷した場合はただちに復旧あるいは補償の責任をとらなければならない。

なお、監督員が別途指示する建築物および工作物は個別に写真撮影等詳細調査し、工事車両等の進入によって被害なのか、従前よりの損傷なのか充分な事前調査を行うこと。

4. 工事施工の担当者は相当経験を有する技術者とし、現場に常駐しなければならない。

5. 請負者は、本工事と他工事との出会となる際は監督員の指示に従い、双方の請負者において協議し、互いに協調して工事進捗に支障のないように施工しなければならない。

6. 工事施工にあたっては常に災害防止のため遺漏のないよう配慮しなければならない。また労働安全衛生規則を遵守しなければならない。

7. 火気ならびに引火制材料を使用する場合には、その保管および取り扱いについては関係法規の定めるところに従い万全の措置を講じること。

1. 1. 13 検 査

検査は本仕様書、承認図書に基づいて実施するものとし、詳細は下記のとおりとする。

1. 材料検査

本工事に使用する材料は全て現場搬入の都度監督員および工事監理者の検査を受けこれに合格した後使用するものとする。

なお、J I S規格品、J W W A規格品以外のものは必要に応じ製作図または見本を提出し、監督員の承認を受けなければならない。

2. 工事検査

本工場に使用する材料のうち監督員および工事監理者の指示するものについては製作工場において検査を行うものとする。

3. 中間検査

工事完了後確認できない部分ならびに監督員および工事監理者の指示する個所は検査を受け、合格承認後次の工程に移るものとする。

4. 竣工検査

工事完了にあたっては竣工検査を受けるものとし、これをもって受渡し検査とする。

1. 1. 14 工事関係書類

この工事において、請負者は契約書に定められた提出書類の他に下記書類を監督員および工事監理者のものと定められた期日までに提出しなければならない。なお、提出部数は別途指示する。

1. 工事施工計画書

この書類は工事手順、詳細工程、各種管理体制および主要資材製造者リスト等を記したものである。

本書は遅くとも工事着手前打合せ日までに提出しなければならない。

なお、主要資材製造者については事前に監督員および工事監理者の承認が必要である。

2. 承認図書

この書類は各種承認図、仕様書をまとめたものである。請負者はA 4版用ファイルを所定部数準備し、統一目録、通し番号（または頁）を設け整理し、各図面には担当者、作図責任者の署名、出図日付を明確に記載する。

なお、関連する業種の図面がそろわない場合、承認行為ができない事、承認印なき機材は製作ができない事を請負者は考慮し、工程に支障の起こらないような期日までに提出すること。

承認行為の期間は受領日より10日間程度とする。

なお、提出図書は下記のとおりとする。

① 施工図

② 構造詳細図

③ 各種構造物配置図および基礎詳細図

④ 構造物断面寸法図および作成図

⑤ その他監督員および工事監理者の指示するもの。

3. 決定図書

請負者は承認図書のうち訂正指示された個所をすみやかに処理し、決定図書として提出する。なお、当図書は以後の各種検査判定用とするものである。

4. 検査法案

各種検査に先立ち、各種機器の検査内容、方法、検査日、検査場所等を詳細に記載した検査法案を作成し、検査願いを添付して検査前打合せ日までに提出する。

5. 完成図書

この図書は工事竣工図、機器完成図、主要機器仕様書、取扱い説明書、各種証明書、試験成績書、その他指示した図書等を収録し、統一目録および通し番号（または頁）を付けたもので、竣工日までに提出する。上記とは別に管理用として、A4版黒表紙金文字製本2部提出する。尚、施工図の原紙も合わせて提出する。

6. 工事写真記録帖

各種工事の工程に合わせて撮影し、アルバムにて整理したもので、現場に常備し、指示をもとめられた場合ただちに応じられるようにしておく。特に後日の検査不能な個所は必ず施工中撮影しておくこと。竣工日までに電子データと共に提出する。

7. 縮小版図書

この図書は、(5)項完成図書のうち主要な図面を縮小焼付し、簡易製本したもので管理用として使用するものである。
図面種別、縮小サイズ等は後日協議して決めるものとし、監督員の指定する日までに提出する。
提出部数は、別途指示する。

8. その他の種類

上記以外の書類で監督員の指示する書類は、指定日までに指定部数の提出に応ずること。(別途指示事項)

上記の各種工事関係書類の作成に要する一切の費用は請負者の負担とする。

1. 1. 15 試験

本工事に使用する材料のうち監督員が必要と認めるものについては製作工場または必要な機械において試験を行うものとする。

1. 1. 16 費用負担

乙は、設計図書又は仕様書に示さなくても、次の各号に掲げる軽易事項に要する費用を負担する。

(1) 工事上又は工事目的物の維持上、欠くことの出来ない材料及び作業の費用

(2) 工事上障害となる竹木、その他の障害物又は工事により生じた不用品物の跡片付けに要する費用

- (3) 各種試験・検査及び工事写真撮影に要する費用
- (4) 工事に必要な仮橋・仮水路・交通標識及び防災保安上必要な仮設物の設置並びに原形復旧に要する費用
- (5) 道路工事施工中の交通整理費及び道路維持に要する費用
- (6) 工事終了後の跡片付け及び清掃などに要する費用
- (7) 乙の責に帰する事項に要する費用は、乙の負担とする。
- (8) 検査、試験に関わる費用は全て請負者の負担とする。

1. 1. 17 工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に登録しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1. 1. 18 施工体制台帳

- 1. 請負者は、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- 2. 請負者は、第1項に示す国土交通省令の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。また、請負者は、施工体系図を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

1. 1. 19 建設副産物の処理

- 1. 設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各2部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。
- 2. 建設副産物の処理に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- 3. 建設廃棄物の処分にあって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書を監督職員に提示するとともに、同契約書の写を提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

4. 建設副産物処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調査書」を作成し、監督職員に1部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。また、竣工図書に添付すること。
5. 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付・回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。

1. 1. 20 伝票

使用材料の納入伝票は、完了検査時に検査官から提出要請があった場合、速やかに提出すること。

1. 2 安全管理

1. 2. 1 一般事項

1. 請負者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
2. 請負者は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。
 - (1) 工事施工にあたり工事従事者の安全をはかるため、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規を遵守すること。
 - (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵（敷地内全周）、板囲い、足場、標示板等を施すこと。
 - (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、資材の調達、関係連絡先との連絡方法度を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。
 - (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。
 - (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適当な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。
3. 危険物を使用する場合は、その保管および取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずること。
4. 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出または許可申請の手続きをとること。
5. 請負者は、工事の施工にあたり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通整理員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。
6. 現場代理人および前項の要員等は、容易に識別できるよう腕章等を着用すること。

1. 2. 2 交通保安対策

1. 請負者は、工事の施工にあたり、道路管理者および警察署長の交通制限に係る指示に従うとともに、沿道住民の意向を配慮し、所要の道路標識、標示板、保安柵、注意灯、照明灯、覆工等の設備をなし、交通の安全を確保すること。
2. 保安設備は、車両および一般通行者の妨げとならないよう配置するとともに、常時適正な保守管理を行うこと。
3. 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。
4. 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、ただちに仮復旧をなし遅滞なく一般交通に開放すること。
5. 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホールな

らびにボックスは、これを常時使用できるように確保しておくこと。

6. 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すが仮覆工をかけまたは保安ネット等で覆っておくこと。

ただし、作業時間中で工事場所の周辺が完全に区分されている場合は、この限りではない。

7. 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等に十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくすようにすること。
8. 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通整理員を配置して、車両の誘導および事故防止にあたらせること。

1. 2. 3 歩行者道路の確保

1. 歩道（歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分、以下同じ。）で工事をする場合は、歩行者通路を確保し、常に歩行者の通路として開放すること。
2. 歩行者の通路となる部分の上空で作業を行う場合は、あらかじめ安全な落下物防護の設備を施すこと。
3. 工事現場周辺の歩行者通路は、夜間、白色電球をもって照明しておくこと。

1. 2. 4 事故防止

1. 請負者は、工事の施工に際し「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」、「土木工事安全施工技術指針」等に基づき、公衆の生命身体および財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置をすること。
2. 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、安全な施工等によって事故を起こすことがないように注意すること。
3. 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み、地下水等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講ずること。

また、掘削部分に他の埋設物が露出する場合には、防護協定等を遵守して措置し、当該管理者と協議のうえ適切な表示を行い、工事従事者にその取扱いおよび緊急時の処置方法、連絡方法を熟知させておくこと。

4. 工事用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講ずること。

- (1) 電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止に努めること。
- (2) 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ず柵、囲い、覆い等感電防止措置を行うこと。
- (3) 仮設電気工事は、電気事業法電気設備に関する技術基準（通産省令）に基づき電気技術者に行わせること。
- (4) 水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い、正常

な状態で作動させること。

5. 塗装工事において、管渠内、坑内等で施工する場合は「有機溶剤中毒防止規則」等によって作業の安全を期すこと。

1. 2. 5 事故報告

工事施工中万一事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因および経過、事故による被害の内容等についてただちに監督員に報告すること。

1. 2. 6 現場の整理、整頓

1. 請負者は、工事施工中、交通および保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を使用のつど整理整頓し、現場内およびその付近は常に清潔に保つこと。
2. 請負者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃すること。

1. 2. 7 現場の安全衛生管理

1. 本工事場所は、公共水道事業所であるので水道法第21条1項に定める要項を遵守し環境衛生には注意し、不要な場所には立入らないようにする。
2. 請負者は、水道水の汚染を防止するため、作業着手前に作業員の腸内細菌検査を実施することとし、検査結果証を提出する。

1. 2. 8 安全衛生管理特記事項

安全衛生管理については、労働基準法、労働安全衛生規則、労働災害防止団体法等に関する法律に準じた安全管理計画に基づき、人命尊重を骨子として災害の絶滅に努力し強力に安全を推進するとともに、油断、不注意、横着撲滅による安全で、明るく、温かい職場作り工事を推進すること。

安全衛生管理計画内容は日常計画（安全朝礼・始業前点検・安全工程計画 e t c）・週間計画（仮設物点検・一斉清掃日・安全工程計画 e t c）・月間計画（安全衛生協議会、安全衛生関係書類点検日、安全大会 e t c）および随時計画（新規入場教育・健康診断・交通災害防止 e t c）等である。

1. 3 工事用設備等

1. 3. 1 現場詰所および材料置場等

請負者は、現場詰所、材料置場、機械据付け場所等の確保については、監督員と協議のうえ適切な措置を講じること。

1. 3. 2 工事用機械器具等

1. 工事用の機械器具等は、当該工事に適応したものを使用すること。

2. 監督員が不適当と認めたときは、すみやかにこれを取り替えること。

1. 3. 3 工事現場標識等

1. 工事現場には見やすい場所に、工事件名、工事箇所、期間、事業所名、請負者の住所、氏名等を記載した工事標示板、その他所定の標識を設置すること。

2. 本市が、工事内容を地元住民や通行者に周知させ協力を求める必要があると認めた場合は、請負者は本市の指定する公報板を設置すること。

1. 3. 4 工事用電力および工事用給・排水

工事用電力（動力および照明）および工事用給・排水の施設は、関係法規に基づき設置し管理すること。

1. 3. 5 工事に必要な土地、水面等

直接工事に必要な土地、水面等は、本市が確保した場合を除き請負者の責任において使用権を取得し、請負者の費用負担で使用する。

1. 4 工事施工

1. 4. 1 一般事項

1. 請負者は、工事に先立ち施工計画書（工事概要、実施工程表、現場組織表、主要資材、施工方法、施工管理方法、緊急時体制、交通管理安全管理等）を提出し、これに基づき工事の適正な施工管理を行うこと。
なお、施工計画書作成にあたっては、監督員と十分打合せを行うこと。
2. 請負者は、常に工事の進行状況を把握し、予定の工事工程と実績とを比較し、工事の円滑な進行をはかること。
特に、施工の期限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行をはかること。
3. 請負者は、工事の出来形、品質等がこの仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行うこと。
4. 請負者は、工事の施工順序に従い、それぞれの工事段階の区切りごとに点検を行った後、次の工程に着手すること。
5. 請負者は、監督員が常に施工状況の確認ができるように、必要な資料の提出および報告等適切な措置を講ずること。
6. 請負者は、工事に先立ち、必要に応じて関係官公署、他企業の係員の現地立会いその他に参加し、許可条件、指示事項等を確認すること。

1. 4. 2 事前調査

1. 請負者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設、位置等をあらかじめ試掘その他により確認しておくこと。
2. 請負者は、工事箇所に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、甲と協議のうえ当該家屋等の調査を行うこと。
3. その他工事に必要な環境（道路状況、交通量、騒音、水利等）についても、十分調査しておくこと。

1. 4. 3 障害物件の取扱い

1. 工事施工中、他の所管に属する地上施設物および地下埋設物、その他工作物の移設または防護を必要とするときは、すみやかに監督員に申し出て、その管理者の立会いを求め移設または防護の終了をまって、工事を進行させること。
2. 請負者は、工事施工中損傷を与えるおそれがある施設に対しては、仮防護その他適当な措置をし、工事完了後原形に復旧すること。
3. 請負者は、地上施設物または地下埋設物の管理者から直接指示があった場合は、その指示に従いその内容についてすみやかに監督員に報告し、必要があると認められる場合は監督員と協議すること。

1. 4. 4 現場付近居住者への説明

請負者は、工事着手に先立ち現場付近居住者に対し、監督員の協議のうえ工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるように努めること。

1. 4. 5 公害防止

請負者は、工事の施工に際し騒音規制法、振動規制法および公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音、振動、塵埃等による苦情が起こらないよう有効適切な措置を講ずること。また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。

1. 4. 6 道路の保守

残土運搬その他によって、道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても、請負者の負担で適切な補修をすること。

なお、関係官公署の検査を受けて引渡しが完了するまでおよびその補修期間内は、請負者が保守の責任を負うこと。

1. 4. 7 就業時間

就業時間については、あらかじめ監督員と協議すること。

1. 4. 8 工事施工についての折衝報告

工事施工に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、適切な措置を講ずるとともにすみやかにその旨を監督員に報告すること。

1. 4. 9 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工をはかること。

1. 4. 10 工事記録写真

請負者は、監督員の指示により撮影し、提出すること。特に、掘削幅（上幅・下幅）、埋設深、使用材料設置状況（特に、接続材料、制水弁、止水栓等）、埋戻し転圧状況、路盤工転圧状況、接続箇所（起終点含む）、位置等（路肩構造物等からの距離等）が、すべて確認できるものでなければならない。

1. 4. 11 工事完成図

請負者は、管路施設の詳細が確認できる配管図を作成し、提出すること。

また、制水弁および消火栓については、位置が確認できる図面（路肩構造物からの距離等）を作成し、提出すること。

1. 4. 12 工事関係書類の整備

請負者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておくこと。

2. 材 料

2. 1 材料一般

2. 1. 1 材料の規格

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き日本工業規格（以下「J I S」という）、日本水道協会規格（以下「J W W A」という）等に適合すること。

2. 1. 2 材料の検査

1. 工事用材料は、使用前にその品質、寸法または見本品について監督員の検査を受け、合格したものであること。

ただし、監督員が認める規格証明書を有するものは、検査を省略することができる。

2. 材料検査に際して、請負者はこれに立会うこと。立会わないとき請負者は検査に対し、異議申し立てることはできない。

3. 検査および試験のため、使用に耐えなくなったものは、所定の数量に算出しないものとする。

4. 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは新品と取り替え、再び検査をうけること。

5. 不合格品は、ただちに現場より搬出すること。

3. 工 事

3. 1 施工一般

3. 1. 1 一般事項

1. 工事については、監督員が指示した場合は、承認図および説明書等を提出すること。
2. 設計図書に記載する寸法は、すべて仕上がり寸法によること。
3. 工事の施工にあたっては、監督員の指示する標高によること。
4. 構造物は必ずやり方および定規も設け、監督員の点検を受けた後、工事を施工すること。
5. 管や継手は傷つき易いため、損傷させないように丁寧に扱うこと。
6. 管は劣化を防ぐため、防護カバー等で直射日光（紫外線）を避けて保管すること。なお、管の保管は原則屋内とし、やむを得ず屋外に保管する場合は、直射日光、雨等に晒されないようシート等で覆いをする事。
7. 配管にあたり、取扱い時に使用上有害な欠点を発見した場合、その部分を切断切除すること。

3. 1. 2 試掘調査

1. 工事の施工に先立って、試掘を行い、地下埋設物の位置等を確認すること。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめて監督員に報告すること。
2. 試掘箇所は、監督員と協議のうえ選定すること。
3. 既設埋設物の形状、位置等の測定は正確を期すとともに、埋戻後もその位置が確認できるよう適切な措置を講じること。
4. 試掘箇所は即日埋戻を行い、仮復旧を行うこと。なお、仮復旧箇所は巡回点検し、保守管理すること。
5. 試掘調査の結果、近接する地下埋設物については、当該施設管理者の立会いを求め、その指示を受け、適切な措置を講じること。

3. 1. 3 表土処理

受注者は、表土を設計図書による指定場所、または指定場所がない場合、監督員と協議を行い指定する場所へ運搬しなければならない。なお、用地の復旧については、土地所有者等と紛争の生じないようにしなければならない。

3. 1. 4 掘削一般

1. 掘削（切取り）は、設計図書に基づきできる限り上部から不陸のないよう施工しなければならない。また、掘削中に土質の著しい変化のある場合、又は予期しない埋設物を発見した場合、直ちに監督員と協議しなければならない。
2. 法面は、定められた勾配に凹凸のないよう仕上げなければならない。
3. 湧水箇所については、地山の安定に注意し、施工中の排水を処置しながら施工しなければならない。
4. 掘削に当たり必要な断面を確保するとともに、極力過掘りを避けるも

のとする。過掘となった場合、地山と同等若しくは良質な材料を用いて埋戻さなければならない。

5. 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。

3. 1. 5 土砂掘削

1. 受注者は、切土施工中において自然に崩落、地すべり等が生じた場合、又はそのおそれがある場合、その対策方法等について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置を行った後、その措置を速やかに監督員に報告しなければならない。

2. 受注者は、基礎地盤について指定された支持力が得られない場合、又は均等性に疑問がある場合には、監督員と協議しなければならない。

3. 受注者は、切土施工中の地山の挙動を監視しなければならない。

3. 1. 6 のり面仕上げ

1. 受注者は、指定された勾配で、法面の安定を欠くおそれのある場合及び転石等で法面の不陸を招くおそれのある場合、監督員と協議しなければならない。

2. 受注者は、土質の変化や切土と盛土の法面の連続により、法勾配が変わる箇所の取付けは、なじみよく施工しなければならない。

3. 受注者は、水平な面を施工する場合、平坦に締固め、排水が良好となるよう施工しなければならない。

3. 1. 7 床掘り

1. 受注者は、床掘りの施工に当たり、地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって、設計図書に示す工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。

2. 受注者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合、応急措置を行うとともに、速やかにその対応等について監督員と協議しなければならない。

3. 受注者は、床掘り仕上がり面の掘削において、地山を乱さないよう、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

4. 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合、設計図書に示す仕上げ面を越えて、発破を行わないように施工しなければならない。万一、誤って仕上げ面を越えて発破を行った場合は、監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。

5. 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などを、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。また、湧水等の規模が大きく床掘りが困難な場合は、施工方法について事前に監督員と協議しなければならない。

6. 受注者は、施工上やむを得ず既設構造物等で、設計図書に示す断面を

越えて切削する必要があるが生じた場合、事前に監督員と協議しなければならない。

7. 受注者は、掘削において管布設、接合、基礎工、埋戻し等の作業及び管体の安全を考慮して必要な幅員及び法勾配を確保するものとし、過掘りの発生は極力避けなければならない。継手掘り箇所又は、やむを得ず基礎地盤を過掘りした場合、良質な材料を用いて締固め、当初地盤と同等程度に復元しなければならない。
8. 受注者は、管水路の掘削完了後基礎地盤の状態について、監督員の確認を受けるものとする。

3. 1. 8 埋戻し

1. 受注者は、埋戻し箇所が水中の場合、施工前に排水しなければならない。ただし、やむを得ず水中埋戻しを行う場合、施工方法について監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、埋戻しに当たり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、締固めながら埋戻さなければならない。また、埋戻しによって構造物に破損等が生じないようにしなければならない。
3. 管水路の埋戻し用土は、設計図書に示す場合を除き、掘削土を使用するが、石礫、有機物等の有害物を含む場合は、監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、管水路の埋戻しに当たり、管の浮上を防止するため管頭上約 60 cm まで、管の接合後速やかに施工しなければならない。
5. 受注者は、管水路の埋戻しに当たり、設計図書に明示された締固め度を得られるように、使用する機種、層厚、転圧回数等を定めて、管に損傷を与えないよう突固めなければならない。

3. 1. 9 盛土一般

1. 受注者は、盛土する地盤に盛土の締固め基準を確保できないような予期しない軟弱地盤、有機質土、ヘドロ等の不良地盤が現れた場合は、その処理方法について監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、水中盛土を行う場合の工法、材料等について、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、1 : 4 より急な箇所に盛土する場合は、特に指示する場合を除き、段切りを行い、盛土と基礎地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。この場合、一段当たりの最小幅は 1 m、最小高さは 50cm とする。
4. 受注者は、盛土の施工に当たり、3. 1. 11 に準じて締固めなければならない。
5. 受注者は、盛土箇所に管渠等がある場合、管渠等を損傷しないように留意し、偏心偏圧のかからないよう左右均等かつ層状に、締固めなければならない。

6. 受注者は、盛土材料に岩塊玉石の混入が認められる場合、これを良く分散し、なるべく盛土仕上げ面から 30cm 以内に混入しないよう施工しなければならない。
7. 受注者は、盛土に有害な降雨や盛土敷の凍結がある場合、作業を行ってはならない。
8. 受注者は、盛土作業中、沈下等の有害な現象があった場合、その処理方法について監督員と協議しなければならない。
9. 受注者は、盛土基礎地盤について、指定された支持力が得られない場合、又は均等性に疑問がある場合には、監督員と協議しなければならない。

3. 1. 10 軟弱地盤の盛土

1. 受注者は、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張について、常時点検しなければならない。
2. 受注者は、軟弱地盤、又は地下水位の高い地盤に盛土を行う場合、速やかに排水溝等を設け盛土敷の乾燥を図らなければならない。
3. 受注者は、工事中予期しない地盤の沈下又は滑動等が生じるおそれがある場合工事を中止し、処置方法について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を行うとともに、監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、盛土の一段の高さなど盛土方法について設計図書に示されていない場合、事前に施工方法を監督員に提出しなければならない。

3. 1. 11 締固め

1. 受注者は、土質及び使用機械に応じて適当な含水比の状態で行う施工しなければならない。
2. 受注者は、締固め機械の通過軌跡を十分重ね合わせなければならない。
3. 受注者は、盛土作業について最凹部から各層平坦に締固め、設計図書に示す高さまで盛立てるものとし、締固め一層の仕上がり厚さは 30cm 以下としなければならない。
4. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土及び埋戻しについて、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械等により締固めなければならない。

3. 1. 12 余盛り

受注者は、盛土の余盛りを、必要に応じて行わなければならない。また、余盛りを行う場合、法尻を所定の位置に置き余盛り天端幅を確保して盛土をしなければならない。その際の余盛りの高さは次による。

- (1) 締固めをしない場合 受注者は、設計図書に示されていない場合、監督員と協議しなければならない。
- (2) 締固めをする場合 受注者は、設計図書に示さない場合、余盛りを行わない。

3. 1. 13 コンクリート

1. コンクリートは、「コンクリート標準示方書」に準拠して施工しなければならない。
2. レディミクスコンクリートは、J. I. S. A5308によらなければならない。
3. コンクリートのスランプ試験及び強度試験は、監督員の指示に従って行わなければならない。

3. 1. 14 コンクリートの養生・脱枠

1. コンクリートは、打込み後、低温・乾燥並びに急激な温度変化による有害な影響を受けないように十分養生すること。
2. 養生方法・養生日数については、監督員と十分協議し、型枠の取外しは、監督員の承諾を得なければならない。

3. 1. 15 鉄 筋

鉄筋は、設計図に示された形状及び寸法に正しく一致するように加工しなければならない。設計図に明記なき所は、(鉄筋の曲げ等) 鉄筋コンクリート標準示方書に従って施工しなければならない。

3. 1. 16 アスファルト舗装

1. 舗装は、「アスファルト舗装工事共通仕様書」・「アスファルト舗装要綱」により施工しなければならない。
2. 版厚及び密度の検査は、監督員の指示によること。

3. 1. 17 管路等の掘削

1. 掘削は、1日の布設延長以上に掘削してはならない。また、布設後は、必ず埋戻を行い、掘り放しにしてはならない。やむを得ず掘り放しになる場合は、十分な防護工を施すか必要に応じ、路面覆工板を設置し、交通に支障なきようにしなければならない。
2. 布設工事中、1日の作業を終えた管末部は必ず仮蓋をし、土砂等の流入を防止しなければならない。
3. 管の下端には特に留意し、玉石ガレキ等を取り除き平坦にしなければならない。
4. 掘削中、湧水・地下水等の侵入で法面崩壊の発生しやすい箇所は、矢板・排水設備を施し安全につとめなければならない。
5. 土留工を設置する必要がある工事については、設計書に従い完全に施工し、作業の安全を確保すること。
6. 一般道路では片側通行を確保し、また、通行止めのできる道路でも住民及び耕作車等の通行に支障のないように覆工等を行い、安全を確保すること。また、舗装復旧については即日復旧とすること。

3. 1. 18 管路等の埋戻

1. 管布設後の埋戻し(路盤工)にあたっては、土工定規図に基づき、

管の周囲に砂土をもって入替えし、20 cm（15 cm）ごとにランマー等にて十分締固めを行わなければならない。また、所定の密度があることを確認し、試験成績表を提出すること。

2. 仮復旧施工前（本復旧がある場合は仮復旧施工後）に掘削検査を行い、土被り、山砂厚、埋戻し厚（発生土・碎石）、路盤厚等を確認する。
3. 表層工（仮復旧・本復旧）については、所定の機械を使用して転圧すること。また、所定の密度があることを確認し、試験成績表を提出すること。

3. 1. 19 管等の運搬及び吊り降し

管及び弁等の運搬並びに吊り降しに際しては、本体に損傷を与えぬよう「ヤワラ」等をあてて保護し、丁寧な取扱いをしなければならない。

3. 1. 20 既設管との接合等

既設管の位置、深度、口径等を確認し、接続工事及び泥吐き工の計画を監督員と十分協議の上、監督員の指示・立会いのもと、円滑に作業を進めること。

なお、バルブを操作する場合には必ず監督員と協議すること。

3. 1. 21 管明示工

本管には明示テープ及び水道用マーカーピン（フジテコム製MK・IW）並びに埋設シートを施すものとする。

3. 1. 22 管の接合

1. 管の受口内面挿入部・外面は、接合に先立ち土砂等の異物を完全に除去した後、滑剤を使用し接合しなければならない。

2. ボルトナットの締付けトルクは、次の通りとする。

ダクタイル鋳鉄管	φ 75	60 N・m (M16)
----------	------	--------------

〃	φ 100～600	100 N・m (M20)
---	-----------	---------------

塩化ビニル管	φ 75～150	50 N・m
--------	----------	--------

フランジ	φ 75～200	60 N・m (M16)
------	----------	--------------

〃	φ 250～300	90 N・m (M20)
---	-----------	--------------

〃	φ 350～400	120 N・m (M22)
---	-----------	---------------

3. 鋳鉄管及び塩ビ管の布設において、十字管部・T字管部・曲管部は必ず特殊押輪・離脱防止金具を使用しなければならない。

4. フランジ接合面は、さびやその他の異物をワイヤブラシ等によく取り除き、良好な状態で接合しなければならない。

5. 配管工は、十分な能力と熟練した技能を有するものを配備させること。ただし、現場において監督職員が不適当と認めた場合は、これを

交代させなければならない。

3. 1. 23 管の切断

1. 管の切断は、管軸に対して直角に行うこと。
2. 鋳鉄管の切断は、切断機で行うことを原則とする。また、異形管は、切断してはならない。
3. T形管の切断を行った場合は、挿し口端面をグラインダ等で規定の面取りを施すこと。
4. 鋳鉄管の切断面は、衛生上無害な防食塗装を施すこと。
5. 管の切断面は、必要に応じ開先仕上げを行うこと。
6. 塩ビ管の切断面は、ヤスリ等で規定の面取りを施すこと。

3. 1. 24 許容曲げ角度

1. 硬質塩化ビニル管・R R継手の角度及び変位は、次の基準値を越えてはならない。

呼び径及び継手部	5 m 当り許容変位	許容曲げ角度
φ 2 0 0 ～ φ 5 0	3 0 cm	4 °

2. ダクタイル鋳鉄管 N S ・ K ・ T 形、継手部の角度及び変位は、次の基準値を越えてはならない。

ダクタイル鋳鉄管（G X 形）

呼び口径	許 容 変 位			許容曲げ角度
	4 m	5 m	6 m	
φ 4 0 0 (GX)	—	—	4 2 cm	4 °
φ 3 0 0 (GX)	—	—	4 2 cm	3 °
φ 2 5 0	—	3 5 cm	—	4 °
φ 2 0 0	—	3 5 cm	—	4 °
φ 1 5 0	—	3 5 cm	—	4 °
φ 7 5 ～ 1 0 0	2 8 cm	—	—	4 °

ダクタイル鋳鉄管（K ・ T 形）

呼び口径	許 容 変 位			許容曲げ角度
	4 m	5 m	6 m	
φ 3 5 0	—	—	5 0 cm	4 ° 5 0 ’
φ 3 0 0	—	—	3 5 cm	3 ° 2 0 ’

φ 2 5 0	—	3 5 cm	—	4 °
φ 2 0 0	—	4 4 cm	—	5 °
φ 1 5 0	—	4 4 cm	—	5 °
φ 7 5 ～ 1 0 0	3 5 cm	—	—	5 °

3. 1. 25 溶接一般事項

1. 乙は、溶接技術に十分な知識と経験を有する技術指導員を現場に随時派遣し、溶接工を指導させなければならない。
2. 溶接方法・溶接順序・溶接機・溶接棒等の詳細については、着手前に監督員に報告しなければならない。
3. 溶接施工に先立ち、これに従事する技術指導員の職歴証明書及び資格証明書を提出しなければならない。
4. 溶接材は、日本産業規格品(J. I. S)を使用しなければならない。

3. 1. 26 溶 接

1. 溶接部は、十分乾燥させ、さびその他の有害なものは、ワイヤブラスンその他で完全に除去し、清掃してから溶接を行うこと。
2. ビードの余盛りは、なるべく低くするように溶接し、最大4mmを標準とする。
3. 本溶接は、内外面ともゆがみの生じないよう溶接順序に留意すること。
4. 鋼管の溶接口は、ベベルエンドになっていなければならない。
5. 溶接部のX線検査は、監督職員の指示によること。

3. 1. 27 水圧試験

配管終了後、継手の水密性を確保する為、原則として管内に充水し、管路の水圧検査を行うこと。

なお、水圧試験の方法については、配管工事終了後、管内に充水し十分な泥吐き及び空気抜きを行い、監督職員の立会いのもと、0.75MPa（もしくは7.7kg/cm²）の水圧にて試験を行うこと。ただし、自然水圧が0.75MPa（もしくは7.7kg/cm²）以上の場合は、0.1MPa（もしくは1.0kg/cm²）加圧すること。

3. 1. 28 コンクリート

2. コンクリートは、「コンクリート標準示方書」に準拠して施工しなければならない。
2. レディミクスコンクリートは、J. I. S. A5308によらなければならない。

3. コンクリートのスランプ試験及び強度試験は、監督員の指示に従って行わなければならない。

3. 1. 29 コンクリートの養生・脱枠

3. コンクリートは、打込み後、低温・乾燥並びに急激な温度変化による有害な影響を受けないように十分養生すること。

4. 養生方法・養生日数については、監督職員と十分協議し、型枠の取外しは、監督職員の承諾を得なければならない。

5.

3. 1. 30 鉄 筋

鉄筋は、設計図に示された形状及び寸法に正しく一致するように加工しなければならない。設計図に明記なき所は、（鉄筋の曲げ等）鉄筋コンクリート標準示方書に従って施工しなければならない。

3. 1. 31 アスファルト舗装

3. 舗装は、「アスファルト舗装工事共通仕様書」・「アスファルト舗装要綱」により施工しなければならない。

4. 版厚及び密度の検査は、監督職員の指示によること。

4. 工場製品輸送工

4. 1. 1 一般事項

1. 本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、輸送に着手する前に 1. 1. 14 工事関係書類の施工計画書への記載内容に加えて、輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。

5. 輸送工

1. 受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。
2. 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。

6. 構造物撤去工

本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路附属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、縁石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

7. 構造物取壊し工

1. 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。
2. 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。
3. 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。

8. 排水構造物工（小型水路工）

8. 1. 1 一般事項

1. 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、道路土工－排水工、路面排水及び地下排水施設の施工の規定によらなければならない。

ない。

3. 請負者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

8. 1. 2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、作業土工の規定によるものとする。

8. 1. 3 側溝工

1. 請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
3. 請負者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4. 請負者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
5. 請負者は、コルゲートフリュームの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
6. 請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
7. 請負者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

8. 1. 4 集水桝・マンホール工

1. 請負者は、集水桝及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、集水桝及びマンホール工の施工については、小型水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
3. 請負者は、集水桝及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平

担に施工しなければならない。

8. 1. 5 排水工（小段排水・縦排水）

1. 請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 請負者は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。

9. 排水構造物撤去工

1. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。
4. 受注者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。
5. 受注者は、排水構造物の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

特 記 仕 様 書

舗装版の切断時に発生する濁水の適正な処理

本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に基づき適正に処理しなければならない。

また、下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。

積算上の処理施設 : (株)セルクリーンセンター(宇都宮市平出工業団地 45-17)
運搬距離 18.9km

特記仕様書（解体工事）

I 工事概要

- 1 工 事 内 容
- 2 工 事 場 所
- 3 構 造 規 模
- 4 延 床 面 積
- 5 そ の 他
- 第 1 浄水場場内整備に伴う建築物解体工事
- 鹿沼市千手町

II 解体工事仕様

1 共 通 仕 様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）」（以下解体共通仕様書という。）による。ただし、「解体工事共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（令和 7 年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和 7 年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。尚、施工条件明示書は、特記仕様書に含める。
「建設リサイクル法」及び栃木県における特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 1 4 年 3 月）を順守する。

2 特 記 仕 様 書

- 1）特記事項は、○ 印の付いたものを適用する。○ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○ 印と ※印の付いた場合は共に適用する。
- 2）特記事項に記載の[], () 及び< >内の番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」、及び「改修工事仕様書」の概要項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目		特 記 事 項
共 通 事 項	1	1 共 通 事 項	
		1 一般事項	※ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員へ報告の上、指示に従うこと。 ※ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ・ 工事着手前及び完了時に、監督員と協議の上、近隣家屋・近隣工作物の状況（地盤、擁壁、基礎、外壁、土間等）を調査・確認しておく。
		2 適用基準	※ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和 4 年版）） ※ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和 7 年版）） ※ 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和 7 年版）） ※ 建設リサイクル法 ※ 建設副産物適正処理推進要領
		3 工事実績情報の登録	○ 適用する 登録の手続きについては、（一財）日本建築情報総合センターの「コリンズ・テクリス登録システム利用規約」による。なお、変更時と完成時の間が 1 0 日に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 ※ コブリスシステムに登録し適切な管理を行う。
	2	2 工事関係図書	
		1 予定工程表	※ 工事の着手に先立ち、予定工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。予定工程表の補足として、週間及び月間工程表を作成し監督職員に提出する。
		2 施工計画書	※ 工事の着手に先立ち、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

章	項 目	特 記 事 項
1 <		

章	項 目		特 記 事 項
1 共 通 事 項	5	施工中の安全確保	※ 建築基準法（昭和25年法律）、労働安全衛生法（昭和47年法律）、その他関係法令等による他、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日建設省経建発第1号。以下「災害対策網」という。）に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」（平成7年5月25日 建設省営監発第13号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場代理人が管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
	6	交通安全管理	※ 建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せの上、交通安全管理を行う。
	7	交通誘導員	・ 配置人員等（作業時は1名以上常勤、その他必要に応じて適宜配置及び増員）
	8	統括安全衛生責任者の選任	・ 労働安全衛生法第15条第1項に基づく選任を行う。
	9	火災保険等	※ 工事目的物及び工事材料等について、次により保健を伏す。 保険の種類 ・ 火災保険 ※建設工事保険 保険期間 ※工事着手から工事目的物引渡しまで
	10	発生材の処理	・ 引き渡しを要するもの（ ） ・ 特別管理産業廃棄物（ ） ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 再資源化を図るもの ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。
2 仮 設 工 事	1	1 監督員事務所	○ 設ける ・ m程度 ・ 設けない 備品等は監督職員の指示を受けて設置すること。
	2	工事用水	構内既存施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない
	3	工事用電力	構内既存施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない
	4	仮囲い	○ 設ける ・ フラットパネルH ○防音シート ・ パネルゲート ・ 設けない ○ 工事看板、安全看板 工事看板表示の形式

注 1 工事用看板は、風圧等で倒壊しないように堅固に設置すること。
2 地色は、白または淡色系のものとし視認が容易な文字色・フォントで表現する。
3 表示板の大きさは横180cm×縦90cm程度を標準とする。

章	項 目	特 記 事 項
3 解 体 施 工	1 1 施工調査	※ 分別解体等の計画作成に係る調査 ・ 重機・コンクリート破砕片等の想定される荷重に対して、床の強度等の構造計算を行い、構造的 安全性を確認する。
	2 1 事前措置	※ 適用する（「解体共通仕様書」3.2.1）
	3 1 解体順序	※ 解体手順は次の（１）から（７）による。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は手順 を変更し、監督職員に報告する。 （１） 建築設備 （５） 基礎・杭その他 （２） 内・外装材 （６） 構内舗装等 （３） 屋根葺材等 （７） 地下埋設物、埋設配管 （４） 躯体
	4 1 建築設備	※ 電気設備は、次の（１）から（７）に分別解体する。 （１） 蛍光灯、ＨＩＤランプ （５） 配管類 （２） 小型二次電池 （６） 電線・ケーブル類 （３） 機器類 （７） その他の電気設備 （４） 断熱材 ※ 機械設備は、次の（１）から（６）に分別解体する。 （１） 配管及びダクト （４） 浄化槽、ユニットバス （２） 機器類 （５） 衛生陶器類 （３） 保温材 （６） その他の機械設備
	5 1 内装材 外装材	※ 内・外装材等は、次の（１）から（６）に分別解体する。 （１） 木材 （３） せっこうボード （６） その他の内・外装材等 （２） 鋼製建具、アルミニウム製建具 （４） ＡＬＣパネル 及びステンレス製建具 （５） 壁、天井材等の金属下地
	6 1 屋根葺材等	※ 屋根葺材等は、次の（１）から（４）に分別解体する。 （１） 長尺金属板及び折板等 （３） 屋根葺材等の金属下地 （２） 粘土瓦及びセメント瓦等 （４） その他の屋根葺材
	2 屋根防水	※ 屋根防水材等は、次の（１）から（４）に分別解体する。 （１） 防水層保護のコンクリート及びれんが等 （３） アスファルト防水材 （２） 断熱材等 （４） その他の防水等
	7 1 躯体	※ 躯体は次の（１）から（５）に分別解体する。 （１） コンクリート （４） 木材 （２） 鉄筋 （５） その他の構造材 （３） 鉄骨
	2 躯体の解体	※ 解体に当たっては、施工計画書の手順に従って進め、躯体の安定性を常に確認する。 施工計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、工事を一時中断し、必要に応じて適切な 措置を講ずる。 ※ 解体に重機等を使用する場合は、使用する重機やコンクリート塊等の重量及び振動や衝撃に対し て、床、はり等に適切な補強を行い安全性を確保する。 ※ 解体工法は、「解体共通仕様書」3.8.2の(3)の(ア)から(オ)による。ただしこれにより難しい場合は、 監督職員と協議する。
	3 地階躯体等	・ 地階解体に当たっては、周囲土圧の検討を十分に行い、必要であれば土留め、切梁の施工を行う。 ※ 地形を崩壊させる可能性のある基礎・擁壁は監督職員と協議し、解体しないものとするこ ができる。
	8 基礎・杭 1 基礎等	・ 解体する 基礎等は、騒音・振動に配慮し、分別解体する。 （ 便槽コンクリートも解体撤去し適切な埋め戻しを行う。 ） ○ 解体しない

章	項 目	特 記 事 項
3 解 体 施 工	2 杭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体する () ○ 解体しない
	9 1 構内舗装等	※ アスファルトコンクリート及びコンクリート等は分別解体する。 ※ 樹木等の伐採伐根及び移植は、別記による。
	10 1 地下埋設物・ 地下配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下埋設物及び埋設配管等の解体は、別記による。 ※ 地下埋設物及び埋設配管等は、可能な範囲で撤去し分別解体する。
	11 1 解体後の整地 整地・埋め戻し ・盛土	※ 解体後の埋め戻し、盛土をは図示による。 埋め戻し・盛土の材料 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ※ 解体に必要なに応じて掘削した地形等は可能な限り現状の地形に準じて復旧するものとするが、監督員と打ち合わせにより許容できる復旧の範囲であるものはその限りではない。
4 産 業 廃 棄 物 の 処 理	1 1 建設廃棄物の 処理計画	※ 建設廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、施工計画書に記載する。処理計画では、委託による処理又は自己処理の別を明らかにする。
	2 再資源化の実施	※ 元請け業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。 また、対象建設工事でその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。 ※ 元請業者は、現場において分別のできなかった混合廃棄物については、再資源等の推進及び適正な処理の実施の為、選別設備を有する中間処理施設の活用を努めなければならない。
	3 再資源化完了 報告書等	※ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は「建設リサイクル推進に係る実施事項について（建設リサイクルガイドライン）（平成14年5月30日 国営計第25号）」による再資源化利用促進計画書（実施書）を監督職員に提出する。
	4 最終処分	※ 元請け業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて処分場の受入れの可否を確認し、廃棄物処理法を遵守し、適正に処分しなければならない。
	5 処理に注意を要 する建設廃棄物	※ C C A 処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐処理木材）は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。 ※ ひ素・カドミウム含有石膏ボードは、他の石膏ボードと分別し、製造業者に処分を依頼する。 ただし、製造業者による処分が困難な場合は、関係法令に従い、管理型処分場で処分する。
5 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 処 理	1 1 施工調査	・ 特別管理産業廃棄物等の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
	2 特別管理産業廃棄物等の処理計画	・ 特別管理産業廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、回収計画を定め、施工計画書に記載する。
	2 1 特別管理産業廃棄物の処理等	※ 元請業者は、飛散性アスベスト、P C B 排気物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。
	3 1. 廃石綿等	※ 事前のアスベスト調査においてみとめられたアスベスト含有材料は、適切に解体処分するものとする。また、解体施工中においてアスベストの疑われるものを発見した時はすみやかに監督職員と協議するものとする。
	2 P C B を含む機器類	※ 変圧器、コンデンサ、蛍光灯器具の安定器等、P C B を含む機器類は、P C B の飛散、流失がない様に適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。 引き渡しに当たっては、調書を作成して、監督職員に提出する。

章	項 目	特 記 事 項
	<div>3 PCB含有シーリング材</div> <div>4 廃油</div>	<p>※ P C Bを含むシーリング材は、P C Bが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、監督職員に引き渡す。 引き渡しに当たっては、調書を作成して、監督職員に提出する。</p> <p>・ オイルタンク、オイルサービスタンの残油は、関係法令等に従い回収し、中間処理施設で再生処理又は焼却処分する。 (本建物は廃油回収済みであるが、尚現地確認の上適切に施工計画すること。)</p>
6 石綿含有建材の除去及び処理	<div>1 石綿作業主任者 2 除去作業者</div> <div>3 施工区画への関係者以外の立入禁止</div> <div>4 表示及び掲示</div> <div>2 1 石綿含有成形板等の除去 2 工法</div> <div>3 保管・運搬・処分</div>	<p>※ 石綿含有建材の除去にあたり、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。 ※ 石綿含有建材の除去に従事する作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けたものとする。</p> <p>※ 作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>※ 大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。</p> <p>※ 石綿含有成形板の除去は、原型のまま、手バラシで行う。 なお、やむを得ず切断、破砕等を行わなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するケイ酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。</p> <p>※ 保管、運搬・処分は共通仕様書に基づき適切に保管、運搬・処分する。</p>
7	1 1 特殊な廃棄物	<p>※ 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。</p>
8 その他・特記事項	<div>1 施工注意事項</div> <div>2 現地注意事項</div> <div>3 本解体設計図について</div>	<p>1 施工前に各関連諸官庁提出する解体に関する書類・申請等は、元請業者が遅滞なく提出する。 発注者と協議の必要な書類については、提出前に監督職員の確認を受けること。 提出した書類・申請書のコピーを、遅滞なく監督職員に提出すること。</p> <p>2 現場への進入路については関係道路管理者と協議の上、安全・養生方法等を考慮し、施工計画をたてること。</p> <p>3 施工前の現場付近の施工業者通常範囲での調査を実施し、写真・記録を残すこと。</p> <p>4 産業廃棄物運搬車両には飛散防止シートをかぶせて運行すること。</p> <p>5 解体中作業中は散水等を行い、粉塵の飛散の防止に努める。</p> <p>6 埋め戻し、地盤の締め固めは特に注意を払い、後日沈下等のない様施工する。</p> <p>7 産業廃棄物処理場までの経路を確認し、安全な搬出計画を建てること。</p> <p>8 工事施工前、施工中、工事完了等の工程の流れを写真に記録し日誌と共に提出すること。</p> <p>9 本工事で必要な関係書類等を、工事終了後まとめて提出すること。</p> <p>1 工事関係者以外が進入禁止の看板及び進入防止処置等を行うこと。</p> <p>2 工事に際し粉塵等が飛散しない養生とし、必要に応じてシート養生、散水養生等を行う。</p> <p>3 外周フェンス・擁壁及び周囲の水路・側溝を除き、敷地内は全て解体撤去、処分するものとする。 基礎や便槽・土間等の掘削ヶ所は、碎石又はダケ土にて締め固め穴埋めを行ったのち、全体的に敷き均し整地を行う。</p> <p>4 樹木は伐採し、雑草は草刈及び根起こしを行い、全体に整地を行う。</p> <p>5 整地、敷き均しについては、監督員と打ち合わせの上、行うものとする。</p> <p>6 敷地内埋設の設備配管、配線、排水樹等は可能な限り撤去するものとする。</p> <p>1 本解体設計図は、簡易に建物及び敷地を実測し概略の建物及び附帯設備の面積を算出しています。 解体見積もりに使用できる程度の誤差のある数値であることをご理解下さい。</p> <p>2 構造数量及び造作数量等も概算で拾い出し重量換算してあるが、想定での積算でもあるので現地確認して頂き、内訳書は参考として見積もり算出頂ければ幸いです。</p> <p>3 内部の残存物についても、現地を確認頂き見積もりに算入して下さい。</p> <p>4 見積り及び工事に際しては必ず現地確認し、安全性を考慮した進入路・解体方法・搬出方法を検討した見積り及び解体工事を行うものとする。</p>

鹿沼市工事資料一覧表

別紙ー1
R2. 2. 1

※1 1. 提出書類

No.	工 事 資 料 名	500万円未満※4	検査資料	500万円以上	検査資料	備 考
1	施工体系図	△	△	△	△	建24の7、建則14の6、仕1-1-1-10
2	施工体制台帳	△	△	△	△	建24の7、建則14の6、仕1-1-1-10
3	再生資源利用・利用促進(実施)書(計画書は施工計画書)、データ※6	○※3	●	○	●	仕1-1-1-18、栃木県建設副産物管理基準
4	建設副産物処理承認申請書・同処理調書(産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と契約書写し、処理場等書類と写真添付)	-	-	○	●	仕1-1-1-18、栃木県建設副産物管理基準
5	設計図書照査表	△	△	○※2	●	契19、仕1-1-1-3
6	工事履行報告書(工事実施工程表含む):毎月	-	-	○	●	契13、仕1-1-1-24
7	工事打合せ簿総括表、工事打合せ簿(指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他)	○※7	●	○※7	●	契11Ⅱ④
8	確認・立会願・段階確認書(状況写真添付)	-	-	○	●	契11Ⅱ③、仕3-1-1-6
9	工事写真(電子データ)※8	○	●	○	●	契約16、鹿沼市電子納品ガイドライン
10	使用材料報告書(承認願)(再生クラッシャーラン(RC材)骨材品質確認状況報告書含む)	○	●	○	●	契15、再生材の利用基準
11	施工計画書(再生資源利用・利用促進計画書含む)	○※3	●	○	●	仕1-1-1-4、土木工事施工計画書作成の手引き
12	施工管理報告書(品質管理、出来形管理)	○	●	○	●	仕1-1-1-23(出来形・品質)
13	台帳関係(舗装・橋梁・照明・標識等)、工事完成図	該当がある場合				仕1-1-1-19、特記仕様書
14	電子納品成果品(事前協議チェックシート、電子媒体納品書含む)	電子納品範囲については監督員との協議による				鹿沼市電子納品ガイドライン
15	その他	監督員が必要と認める資料				
		○:作成資料 ●:検査で確認する資料 △:該当する場合に作成する資料(検査で確認)				

・様式については栃木県土木工事共通仕様書様式集を参照する。

※1 提出書類とは、施工に伴い作成する資料であって、完成時には現場とともに引き渡す書類である。

※2 様式総一3のうち、『栃木県建設工事(変更)請負契約書第19条第1項及び』の記載を削除する。

※3 500万未満の施工計画書に記載する事項
1 工事概要
2 現場組織表
3 緊急時の施工体制及び対応
4 再生資源利用・利用促進(計画)書
5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)

※4 請負額100万円未満の工事資料については、工事写真と出来形のわかる資料とする。(施工計画書等は不要)

※6 建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用して登録した場合は、電子データの提出不要。
電子データで提出する場合、国土交通省のホームページより配布している様式(Excel版)で作成する。

※7 「通知」「提出」「報告」「届出」は、電子メールでの提出も可とする。この場合、メール文を印刷することで発議者の押印は省略する。(処理・回答の決裁は必要)提出の頻度は、月に2回程度を標準とし、監督職員との協議により決定する。「指示」「協議」に関する工事打合せ簿は、従来通りの扱いとする。

※8 インデックスプリントは監督員が指示した場合作成する。(省略する場合は、検査時に電子データ(写真等)を確認できる用意をする。)

注)

建	建設業法
建則	建設業法施工規則
廃掃	廃棄物処理法
安	労働安全衛生法
安則	労働安全衛生規則
労基	労働基準法
土指針	土木工事安全施工技術指針
契	鹿沼市建設工事請負契約書
仕	栃木県土木工事共通仕様書
考査	考査項目別運用表

※5 2. 請負者手持ち資料(検査を受けた年度の翌年から5年間保存)

No.	工 事 資 料 名	検査資料	備 考
1	安全教育実施記録簿(写真添付)		仕1-1-1-26
2	産業廃棄物マニフェスト	△	廃掃12の3、仕1-1-1-18
3	建退共証紙購入報告書・建退共証紙受払簿		仕1-1-1-40
4	有資格者証写し一覧表(元請け、下請け)		安4、安則16
5	新規入場者教育実施記録簿(状況写真添付)		安則15
6	KY 活動等実施記録簿(状況写真添付)		安則24の11
7	重機等の検査証写し及び点検記録簿(自主点検票写真)		安則169
8	重機作業における誘導員及び人との分離措置状況写真		安則158
9	作業員名簿(自社・下請)		労基107
10	社内パトロール実施記録簿(状況写真添付)		考査
11	保安施設記録資料		土指針2-2,3
12	山留め、仮締切等の設置後点検記録		安則375
13	足場、支保工等の設置後点検記録		安則567
14	安全協議会等の実施記録簿(状況写真添付)		考査
15	各種安全パトロール指摘事項是正報告書		考査
16	舗装切取りコア等(500㎡未満で異常が認められない場合には不要、確認は納入伝票等で行うものとする。)	△	仕1-1-1-23(出来形・品質)
17	工事カルテ(請負額500 万円以上)		仕1-1-1-5
18	交通整理員集計表及び伝票	△	仕1-1-1-23(出来形・品質)
19	創意工夫提案資料(状況写真添付)		考査
20	各機関等許可証等		仕1-1-1-35
21	地域コミュニケーション、ボランティア活動記録(状況写真添付)	△	考査
		△該当がある場合は(検査で確認する資料)	

※5 請負者手持ち資料とは、発注者に提出を要しないもの。ただし、施工段階あるいは完成検査時に、必要に応じて確認を求めることがあるもの。(原本・原稿等提示)

積 算 情 報 表

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	実施		
変更回数	当初		
積算基準年度	令和8年度国土交通省基準改訂R8.4適用(R7週休2日制)		
設計書番号			
当初・変更区分	0		
施工主体名	鹿沼市		
設計書名(1行目)	第1浄水場場内整備工事		
設計書名(2行目)			
設計書名(3行目)			
単価適用地区	21 鹿沼土木事務所管内		
単価適用日付	令和8年8月10日		
適用率	03 構造物工事(浄水場等)		
共通仮設費補正	0% : 補正なし		
現場管理費地域補正	0% : 補正なし		
前払支払率	40%		
環境対策費補正率	0%		
契約保証費率	0.04%		
夜間補正区分	0 = 補正なし		
夜間補正率	0%		
工期日数	271日		
工種名	土木工事		
参考歩掛資料	水道事業実務必携		

工種	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
場内整備工事							
	土工		式	1.0			処： 内訳書第1号
	アスファルト舗装工		式	1.0			内訳書第2号
	コンクリート舗装工		式	1.0			内訳書第3号
	歩車道境界ブロック工		式	1.0			内訳書第4号
	浄水池越流管工		式	1.0			管： 内訳書第5号
	区画線設置工		m	199.9			代価表第1号
	送水ポンプ室電気設備撤去工		式	1.0			処： 内訳書第6号
	既設機械設備撤去工		式	1.0			内訳書第7号
	U型側溝・街渠撤去工		式	1.0			処： 内訳書第8号
	No. 2取水井補水工事 材料費		式	1.0			管： 内訳書第9号
鹿 沼 市 上 下 水 道 部 (乙)							

工種	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
	No. 2取水井補水工事	労務費	式	1.0			内訳書第10号
	No. 2取水井補水工事	土工費	式	1.0			処： 内訳書第11号
	小計						
既存構築物撤去工事							
	送水ポンプ室解体撤去工		式	1.0			処： 内訳書第12号
	苛性ソーダ室解体撤去工		式	1.0			処： 内訳書第13号
	次亜注入室解体撤去工		式	1.0			処： 内訳書第14号
	薬注ピット室（新）解体撤去工		式	1.0			処： 内訳書第15号
	薬注ピット室（旧）解体撤去工		式	1.0			処： 内訳書第16号
	流量調整弁室解体撤去工		式	1.0			処： 内訳書第17号
	アスベスト調査工		式	1.0			内訳書第18号
鹿 沼 市 上 下 水 道 部 (乙)							

工種	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
	小計						
直接工事費計							
	【管材費】						
	【対象管材費】						
	【処分費】						
	【処分費上限】						
	【処分費超過額】						
共通仮設費							
	共通仮設費率額		式	1.0			
	残土処理にともなう土壌試験 試料採取作業		箇所	1.0			
鹿 沼 市 上 下 水 道 部 (乙)							

工種	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
	残土処理にともなう土壌試験 試験費(報告書作成を含む)		式	1.0			
	共通仮設費計						
	純工事費						
現場管理費							
	現場管理費率額		式	1.0			
	工事原価						
一般管理費							

鹿沼市上下水道部

(乙)

工種	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
			式	1.0			
契約保証費			式	1.0			
	工事価格						
					÷		
消費税相当額		10%	式	1.0			
	工事費						
鹿 沼 市 上 下 水 道 部 (乙)							

施 工 内 訳 書

場内整備工

土工

第 1 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
路盤工(施工幅1.8m以上) (A) 1層仕上げ 仕上り厚17cm クラッシャーラン C-40	371	m2			代価第2号
路盤工(施工幅1.8m以上) (B) 2層仕上げ 仕上り厚25cm クラッシャーラン C-40	609	m2			代価第3号
路盤工(施工幅1.8m以上) (C) 1層仕上げ 仕上り厚10cm クラッシャーラン C-40	187	m2			代価第4号
路盤工(施工幅1.8m以上) (D) 1層仕上げ 仕上り厚5cm クラッシャーラン C-40	499	m2			代価第5号
路盤工(施工幅1.8m以上) (駐車場) 1層仕上げ 仕上り厚20cm クラッシャーラン C-40	160	m2			代価第45号
掘削 土砂, オブﾟンカット, 有り, -, 普通土30,000m3未満又は湿地軟弱土	328	m3			施工第1号
発生土運搬工 ダンプトラック4t積 バックホウ山積0.28m3〔平積0.20m3〕 13.0km以下 タイヤ良好	328	m3			代価第6号
発生土処分	328	m3			
整地 敷均し(ルｰス), 10,000m3未満, 無し	328	m3			施工第2号

施 工 内 訳 書

場内整備工

土工

第 1 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
伐採工（チェーンソー伐採） 幹廻り90cm以上120cm未満	1	本			代価第46号
伐根工（機械伐根） 幹廻り90cm以上120cm未満	7	本			代価第47号
木くず運搬工 ダンプトラック4t積 ハック材山積0.28m3[平積0.20m3] 13.0km以下 タ付良好	3	m3			代価第6号
木くず処分費	3	m3			
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

場内整備工

アスファルト舗装工

第 2 号

[illegible]

施 工 内 訳 書

場内整備工

コンクリート舗装工

第 3 号

[illegible]

施 工 内 訳 書

場内整備工

歩車道境界ブロック工

第 4 号

[illegible]

施 工 内 訳 書

場内整備工

浄水池越流管工

第 5 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
材料費					
ゴム輪形硬質塩ビ管（VU管） 呼び径200mm×有効長4m	7	本			
集水桝 内径500×500×H600	1	基			
同上用グレーティング（集水桝） 500×500桝用受枠共 T-25 細目	1	組			
【 計 】	1	式			
労務費					
硬質塩化ビニル管据付工 呼び径200mm	24.1	m			代価第41号
硬質塩化ビニル管RR継手工 呼び径200mm 離脱防止金具不使用	6	口			代価第42号
接続桝設置工 500×500×H650（内空）、グレーティング 500×500 桝用受枠共 t-25	1	ヶ所			代価第43号

施 工 内 訳 書

場内整備工

浄水池越流管工

第 5 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コンクリート穿孔工 集水桝桝、φ 200用、穿孔厚50mm以上200mm未満	3	孔			施工第10号
【 計 】	1	式			
土工費					
バックホウ掘削積込工 バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]	10	m3			代価第22号
管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バックホウ) バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3] 砂 埋戻し用ロス率：0.26	8	m3			代価第44号
【 計 】	1	式			
【 合計 】					

施 工 内 訳 書

場内整備工

送水ポンプ室電気設備撤去工

第 6 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技術者		人			
普通作業員		人			
電工		人			
PCB含有調査 トランス2台、コンデンサ1台	1	式			
産廃処分費 金属くず	3.95	m3			
建設廃棄物 収集・運搬費 2・3tダンプ、片道距離概ね75km	3	回			
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

場内整備工

既設機械設備撤去工

第 7 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械設備据付工		人			
設備機械工		人			
普通作業員		人			
苛性ソーダ処分費 洗浄水含む	4,000	kg			
次亜塩素酸処分費 洗浄水含む	2,000	kg			
収集運搬費 10t二層式ローリー	1	台			
タンク内洗浄作業		人			
高圧洗浄機等機器損料 回送費含む	1	式			
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

場内整備工

U型側溝・街渠撤去工

第 8 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
U型側溝撤去工 U240	24.7	m			
街渠撤去工 コンクリート境界ブロック	24.2	m			
舗装版破碎 コンクリート舗装版,無し,不要,15cmを超え35cm以下,-,有り	15	m2			施工第7号
バックホウ掘削積込工 バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]	3	m3			代価第22号
コンクリート廃材処分費 無筋	5	m3			
【 合 計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

場内整備工

No. 2取水井補水工 材料費

第 9 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水道用ｺﾞﾑ輪形硬質塩化ビﾆﾙ管 呼び径200mm×有効長5m	7	本			
水道用ｺﾞﾑ輪形硬質塩化ビﾆﾙ管継手 45度ﾍﾞﾝﾄﾞ 200mm	1	個			
硬質ﾎﾟﾘ塩化ビﾆﾙVU有孔管 呼び径200mm×全長4m	1	本			
ｽﾃﾝﾚｽ鋼 熱間圧延等辺山形鋼(SUS304) 厚9.0×幅75×長6000mm	20.2	kg			
ﾊﾞﾀ角 杉 L3m×T9×W9cm	1	本			
擬木ロープ柵 (材工共) 2段、φ100×1200	24	本			
擬木ロープ柵用ロープ ｸﾚﾓﾅﾛｰﾌﾟ (白) φ10mm品	1	巻			
擬木ロープ柵用基礎ブロック (材工共) 180×180×H200 (φ100)	24	個			
集水桝 (材工共) 850×850×H750 (内径500×500×H600)	1	個			

施 工 内 訳 書

場内整備工

No. 2取水井補水工 材料費

第 9 号

[illegible]

施 工 内 訳 書

場内整備工

No. 2取水井補水工 労務費

第 10 号

[illegible]

施 工 内 訳 書

場内整備工

No.2取水井補水工 土工

第 11 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
バックホ掘削積込工 バックホ 山積0.28m3[平積0.2m3]	49	m3			代価第22号
管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バックホ) バックホ 山積0.28m3[平積0.2m3] 発生土	2	m3			代価第21号
路盤工(施工幅1.8m未満) 1層仕上げ 仕上り厚15cm クラッシャーラン C-40	12	m2			代価第39号
発生土運搬工 ダンプトラック4t積 バックホ山積0.28m3[平積0.20m3] 13.0km以下 タイ良好	47	m3			代価第6号
発生土処分	47	m3			
整地 敷均し(ルース), 10,000m3未満, 無し	47	m3			施工第2号
玉石張工(練) 玉石径20cm以上50cm未満	100	m2			代価第40号
【 合 計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

既存構築物撤去工

送水ポンプ室解体撤去工

第 12 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
解体工（送水ポンプ室） RC造、地上からの解体、圧搾機主体	240	m3			
解体工（機械室） RC造、地上からの解体、圧搾機主体	46	m3			
解体工（宿直室） RC造、地上からの解体、圧搾機主体	44	m3			
建具撤去工（送水ポンプ室） 鋼製	57	m2			代価第10号
建具撤去工（送水ポンプ室） 木製	3	m2			代価第11号
建具撤去工（送水ポンプ機械室） 鋼製	10	m2			代価第12号
建具撤去工（送水ポンプ宿直室） 鋼製	8	m2			代価第13号
建具撤去工（送水ポンプ宿直室） 木製	17	m2			代価第14号
撤去材（鉄筋コンクリート(RC)）運搬 タンクトラック10t積級 バックホウ山積0.8m3 片道11.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好	286	m3			代価第15号

施 工 内 訳 書

既存構築物撤去工

送水ポンプ室解体撤去工

第 12 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
撤去材(木材類)運搬 タンクトラック4t積級 バックホウ山積0.28m3 片道12.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好	44	m3			代価第16号
撤去材(建具類)収集・運搬 10tコンテナ車 片道距離概ね25km	1	回			
コンクリート廃材処分費 有筋	286	m3			
産廃処理費 混合廃棄物(木くず、金属くず、廃プラを含む)	140	m3			
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

既存構築物撤去工

苛性ソーダ室解体撤去工

第 13 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
解体工（苛性ソーダ室） RC造、地上からの解体、圧搾機主体	23	m3			
建具撤去工（苛性ソーダ室） 鋼製	8	m2			代価第17号
撤去材（鉄筋コンクリート（RC））運搬 タンクトラック10t積級 バックホウ山積0.8m3 片道11.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好	53	m3			代価第15号
撤去材（建具類）収集・運搬 10tコンテナ車 片道距離概ね25km	1	回			
コンクリート廃材処分費 有筋	23	m3			
産廃処理費 混合廃棄物（木くず、金属くず、廃プラを含む）	8	m3			
ネットフェンス（本体・基礎ブロック）撤去 柵高1.5m忍び返し無 基礎状況A 廃棄	21.5	m			代価第18号
ネットフェンス（扉）撤去 ネット式片開 廃棄	1	組			代価第19号
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

既存構築物撤去工

次亜注入室解体撤去工

第 14 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
解体工（次亜注入室） RC造、地上からの解体、圧搾機主体	18	m3			
建具撤去工（次亜注入室） 鋼製	5	m2			代価第20号
撤去材（鉄筋コンクリート（RC））運搬 タンクトラック10t積級 バックホウ山積0.8m3 片道11.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好	18	m3			代価第15号
撤去材（建具類）収集・運搬 10tコンテナ車 片道距離概ね25km	1	回			
コンクリート廃材処分費 有筋	18	m3			
産廃処理費 混合廃棄物（木くず、金属くず、廃プラを含む）	5	m3			
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

既存構築物撤去工

薬注ピット室（新）解体撤去工

第 15 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
解体工（宿直室） RC造、地上からの解体、圧搾機主体	2	m3			
撤去材（鉄筋コンクリート（RC））運搬 タンクトラック10t積級 バックホウ山積0.8m3 片道11.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好	2	m3			代価第15号
コンクリート廃材処分費 有筋	2	m3			
コンクリート削孔（コンクリート穿孔機） 100mm以上110mm未満, 50mm以上200mm未満	4	孔			施工第6号
管路埋戻・締固め工（機械埋戻・バックホウ） バックホウ 山積0.28m3〔平積0.2m3〕 発生土	2	m3			代価第21号
【 合 計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

既存構築物撤去工

薬注ピット室（旧）解体撤去工

第 16 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
解体工（宿直室） RC造、地上からの解体、圧搾機主体	5	m3			
撤去材（鉄筋コンクリート（RC））運搬 タンクトラック10t積級 バックホウ山積0.8m3 片道11.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好	5	m3			代価第15号
コンクリート廃材処分費 有筋	5	m3			
コンクリート削孔（コンクリート穿孔機） 100mm以上110mm未満, 50mm以上200mm未満	9	孔			施工第6号
管路埋戻・締固め工（機械埋戻・バックホウ） バックホウ 山積0.28m3〔平積0.2m3〕 発生土	14	m3			代価第21号
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

既存構築物撤去工

流量調整弁室解体撤去工

第 17 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
解体工（宿直室） RC造、地上からの解体、圧搾機主体	5	m3			
撤去材（鉄筋コンクリート（RC））運搬 タンクトラック10t積級 ハックホ山積0.8m3 片道11.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好	5	m3			代価第15号
コンクリート廃材処分費 有筋	5	m3			
コンクリート削孔（コンクリート穿孔機） 100mm以上110mm未満, 50mm以上200mm未満	6	孔			施工第6号
管路埋戻・締固め工（機械埋戻・ハックホ） ハックホ 山積0.28m3〔平積0.2m3〕 発生土	27	m3			代価第21号
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

既存構築物撤去工

アスベスト調査工

第 18 号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
アスベスト採取 サンプル採取		日			
アスベスト試験 定性分析まで(JIS A 1481-1)	6	検体			
仮設費 ローリング足場	1	式			
報告書作成	1	式			
技術費	1	式			
直接経費 調査資材運搬他	1	式			
諸経費	1	式			
【 合計 】	1	式			

施 工 代 價 表

区画線設置〔手間+材料〕 溶融式手動

代価第1号

昼間施工 除豪雪地 実線15cm 時間的制約なし 厚1.5mm 排水性舗装補正無 供用区間

1000 m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
区画線工昼間施工除豪雪地[手間のみ]					
溶融式(手動) 実線 15cm 制約なし K1=1 K2=1	1,000	m			
路面標示用塗料 3種1号 溶融					
JIS K 5665 ガラスビーズ含有量15～18%白比重2.0	570	kg			
ガラスビーズ					
JIS R 3301 1号(0.106～0.850mm)色-比重-	25	kg			
接着用プライマー 区画線用					
色-比重0.9	25	kg			
軽油					
1,2号 バトル給油	47	L			
諸雑費	1	式			材料費の %を上限とする
【 合計 】	1,000	m			
【 単位当り 】	1	m			
溶融式手動 昼間施工					

施 工 代 價 表

区画線設置[手間+材料] 溶融式手動

代価第1号

昼間施工 除豪雪地 実線15cm 時間的制約なし 厚1.5mm 排水性舗装補正無 供用区間

1000 m 当り

[illegible]

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m以上) (A)

代価第2号

1層仕上げ 仕上り厚17cm クラッシャーレン C-40

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
クラッシャーレン C-40	21.59	m3			100*(17/100)*(1+0.27)
振動ローラ運転		日			
タンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m以上) (B)

代価第3号

2層仕上げ 仕上り厚25cm クラッシャーレン C-40

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
クラッシャーレン C-40	31.75	m3			100*(25/100)*(1+0.27)
振動ローラ運転		日			
タンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m以上) (C)

代価第4号

1層仕上げ 仕上り厚10cm クラッシャーラン C-40

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
クラッシャーラン C-40	12.7	m3			100*(10/100)*(1+0.27)
振動ローラ運転		日			
タンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m以上) (D)

代価第5号

1層仕上げ 仕上り厚5cm クラッシャーラン C-40

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
クラッシャーラン C-40	6.35	m3			100*(5/100)*(1+0.27)
振動ローラ運転		日			
タンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

発生土運搬工

代価第6号

ダンプトラック4t積 バックホウ山積0.28m3[平積0.20m3] DID区間なし 13.0km以下 天付良好

10 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック運転		日			
【 合計 】	10	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m以上)

代価第7号

1層仕上げ 仕上り厚20cm クラッシャーレン C-40

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
クラッシャーレン C-40	25.4	m3			100*(20/100)*(1+0.27)
振動ロー運転		日			
クンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m以上)

代価第8号

1層仕上げ 仕上り厚15cm 粒度調整碎石 M-30

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
粒度調整碎石 M-30	19.05	m3			100*(15/100)*(1+0.27)
振動ロー転		日			
クハ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m以上)

代価第9号

2層仕上げ 仕上り厚25cm クラッシャー C-40

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
クラッシャー C-40	31.75	m3			100*(25/100)*(1+0.27)
振動ロー転		日			
クハ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 價 表

建具撤去工（送水ポンプ室）

代価第10号

鋼製

1 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
サッシ工		人			
諸雑費	1	式			
【 合 計 】	1	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 價 表

建具撤去工（送水ポンプ室）

代価第11号

木製

1 m2 当り

[illegible]

施 工 代 価 表

建具撤去工（送水ポンプ機械室）

代価第12号

銅製 1 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
サッシ工		人			
諸雑費	1	式			
【 合計 】	1	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

建具撤去工（送水ポンプ宿直室）

代価第13号

銅製 1 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
サッシ工		人			
諸雑費	1	式			
【 合計 】	1	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

建具撤去工（送水ポンプ宿直室）

代価第14号

木製

1 m2 当り

[illegible]

撤去材(鉄筋コンクリート(RC))運搬 ダンプトラック10t積級 バックホウ山積0.8m3

代価第15号

片道11.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好

100 m3 当り

[illegible]

施 工 代 価 表

撤去材(木材類)運搬 タンクトラック4t積級 バックホウ山積0.28m3
片道12.0km以下 DID区間有り タイヤ損耗良好

代価第16号
10 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
タンクトラック運転 4t積級 タイヤ損耗良好		日			
【 合計 】	10	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

施 工 代 価 表

建具撤去工（苛性ソーダ室）
鋼製

代価第17号
1 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
サッシ工		人			
諸雑費	1	式			
【 合計 】	1	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

ネットフェンス(本体・基礎ブロック)撤去

代価第18号

柵高1.5m忍び返し無 基礎状況A 廃棄

20 m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
諸雑費	1	式			労務費の %とする
【 合計 】	20	m			
【 単位当り 】	1	m			

施 工 代 価 表

ネットフェンス(扉)撤去

代価第19号

ネット式片開 廃棄

10 組 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
諸雑費	1	式			労務費の %とする
【 合計 】	10	組			
【 単位当り 】	1	組			

施 工 代 価 表

建具撤去工（次亜注入室）

代価第20号

銅製 1 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
サッシ工		人			
諸雑費	1	式			
【 合計 】	1	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バックホ)

代価第21号

バックホ 山積0.28m3〔平積0.2m3〕 発生土 100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			埋め戻し
普通作業員		人			埋め戻し
普通作業員		人			クハ 締固め
バックホリ運転 山積0.28m3〔平積0.2m3〕		h			投入
クハ 運転		日			クハ 締固め
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

施 工 代 價 表

バックホウ掘削積込工

代価第22号

ハツクホ 山積0.28m³[平積0.2m³]

100 m³ 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
バックホリ運転 山積0.28m3〔平積0.2m3〕		h			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

施 工 代 價 表

硬質塩化ビニル管据付工

代価第36号

呼び径200mm

10 m 当り

[illegible]

施 工 代 価 表

硬質塩化ビニル管RR継手工

代価第37号

呼び径200mm 離脱防止金具不使用

1 口 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
諸雑費	1	式			労務費の %を上限とする
【 合計 】	1	口			
【 単位当り 】	1	口			

施 工 代 価 表

硬質塩化ビニル管切断工

代価第38号

呼び径200mm

1 口 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
諸雑費	1	式			労務費の %を上限とする
【 合計 】	1	口			
【 単位当り 】	1	口			

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m未満)

代価第39号

1層仕上げ 仕上り厚15cm クラッシュラン C-40

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
クラッシュラン C-40	19.05	m3			100*(15/100)*(1+0.27)
タンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

玉石張工(練)

代価第40号

玉石径20cm以上50cm未満

10 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
玉石 各種	10	m ²			
クラッシュラン C-40	0.1	m3			補正係数0.20
ラフテレンクレーン賃料(油圧伸縮ジブ) 25t吊		日			
バックホ運転費[標準型・排対型(1次基準)] バック容量0.8m3		h			
諸雑費	1	式			労務費の %とする
【 合計 】	10	m2			

施 工 代 價 表

玉石張工(練)

代価第40号

玉石径20cm以上50cm未満

10 m² 当り

[illegible]

施 工 代 價 表

硬質塩化ビニル管据付工

代価第41号

呼び径200mm

10 m 当り

[illegible]

施 工 代 価 表

硬質塩化ビニル管RR継手工

代価第42号

呼び径200mm 離脱防止金具不使用

1 口 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
諸雑費	1	式			労務費の %を上限とする
【 合計 】	1	口			
【 単位当り 】	1	口			

施 工 代 価 表

接続桧設置工

代価第43号

1 ヶ所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
クラッシャーポン C-40	0.128	m3			
バックホリ運転 山積0.28m3〔平積0.2m3〕		h			
諸雑費	1	式			(労+機) の %を上下とする
【 合計 】	1	口			
【 単位当り 】	1	口			

施 工 代 価 表

管路埋戻・締固め工(機械埋戻・バックホ)

代価第44号

バックホ 山積0.28m3〔平積0.2m3〕 砂 埋戻し用ロス率：0.26

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			埋め戻し
普通作業員		人			埋め戻し
普通作業員		人			タンバ 締固め
バックホり運転 山積0.28m3〔平積0.2m3〕		h			投入
タンバ 運転		日			タンバ 締固め
砂 埋戻し用	126	m3			ロス率0.26
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

施 工 代 価 表

路盤工(施工幅1.8m以上)（駐車場）

代価第45号

1層仕上げ 仕上り厚20cm クラッシャーラン C-40

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
クラッシャーラン C-40	25.4	m3			100*(17/100)*(1+0.27)
振動ローラ運転		日			
タンバ 運転		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合計 】	100	m2			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

伐採工(チェーンソー伐採)

代価第46号

幹回り90cm以上120cm未満

10 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
造園工		人			
普通作業員		人			
チェーンソー 80cc鋸長600mm		日			
トラック運転 2t積		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	10	本			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 代 価 表

伐根工(機械伐根)

代価第47号

幹回り90cm以上120cm未満

10 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
チェーンソー 80cc鋸長600mm		日			
トラック運転費 (クレーン装置付) 4～4.5t積級 吊能力2.9t		h			
トラック運転 2t積		日			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	10	本			
【 単位当り 】	1	m2			

施 工 パ ッ ケ ー ジ

掘削

施工第1号

土砂, オープンカット, 有り, 㐍, 普通土

積算単位： m3

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械	54.69			
K1 (東京)	ブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型(2014年規制)〕 通称20t級	54.69			令和8年度版建設機械等損料表01-3
	ブルドーザ〔湿地・排出ガス対策型(2014年規制)〕 通称20t級				
R (東京)	労務	26.75			
R1 (東京)	運転手(特殊)	26.75			
	運転手(特殊)				
Z (東京)	材料	18.56			
Z1 (東京)	軽油 1.2号 バトル給油	18.56			
	軽油 バトル給油				
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区：002 鹿沼 (09 栃木県)／2026-08-10)				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

掘削

施工第1号

土砂, オープンカット, 有り, 㐍, 普通土

積算単位： m3

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	土質：土砂
2	施工方法：オープンカット
3	押土の有無：有り
4	障害の有無：-
5	施工数量：普通土30,000m3未満又は湿地軟弱土
6	平均施工幅員：-
7	火薬使用：-
8	破砕片除去の有無：-

施 工 パ ッ ケ ー ジ

整地

施工第2号

敷均し(ス), 10, 000m3未満, 無し

積算単位 : m3

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械	21.78			
K1 (東京)	バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3	21.78			
	バックホウ (クローラ型) [標準型・超低騒音型・排出ガス対策型 (2014年規制)] バケット容量0.8m3(賃料)				
R (東京)	労務	53.54			
R1 (東京)	運転手(特殊)	53.54			
	運転手 (特殊)				
Z (東京)	材料	24.68			
Z1 (東京)	軽油 1.2号 バトル給油	24.68			
	軽油 バトル給油				
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区 : 002 鹿沼 (09 栃木県) / 2026-08-10)				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

整地

施工第2号

敷均し(ス), 10, 000m3未満, 無し

積算単位 : m3

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	作業区分：敷均し(ス) 施工数量：10,000m3未満 障害の有無：無し
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

施 工 パ ッ ケ ー ジ

表層（車道・路肩部）

施工第3号

3.0m超, 50, 密粒度アスコン(20), 無し

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械	1.35			
K1 (東京)	アスファルトフィニッシャ [ホイル] 貨料 ;舗装幅2.3～6m	0.91			
	アスファルトフィニッシャ [ホイル型・低騒音型・排出ガス対策型 (2014年規制)] 舗装幅2.3～6.0m(貨料)				
K2 (東京)	タイヤローラ[排対型] 質量13～14t(施P)	0.14			
	タイヤローラ [普通型・超低騒音型・排出ガス対策型 (2014年規制)] 運転質量13～14t(貨料)				
K3 (東京)	ロードローラ(マカダム) 質量 10～12t	0.14			
	ロードローラ [マカダム・超低騒音型・排出ガス対策型 (2014年規制)] 運転質量10t(貨料)				
R (東京)	労務	10.6			
R1 (東京)	普通作業員	4.01			
	普通作業員				
R2 (東京)	運転手(特殊)	2.26			
	運転手 (特殊)				
R3 (東京)	特殊作業員	2.23			
	特殊作業員				
R4 (東京)	土木一般世話役	0.8			
	土木一般世話役				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

表層（車道・路肩部）

施工第3号

3.0m超, 50, 密粒度アスコン(20), 無し

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z (東京)	材料	88.05			
Z1 (東京)	アスファルト混合物 密粒度アスコン(20)	87.47			
	密粒度アスコン (20)				
Z2 (東京)	軽油 1.2号 バトル給油	0.51			
	軽油 バトル給油				
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区：002 鹿沼 (09 栃木県) / 2026-08-10)				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

表層（車道・路肩部）

施工第3号

3.0m超, 50, 密粒度アスコン(20), 無し

積算単位： m2

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	平均幅員：3.0m超 1層当り平均仕上り厚：50 材料：密粒度アスコン(20) 瀝青材料種類：無し
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート

施工第4号

無筋・鉄筋構造物, コンクリートポンプ車打設, 24-12-25(20)(高炉), 10m3以上
100m3未満, 一般養生, 延長無し, 高炉

積算単位： m3

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械	3.7			
K1 (東京)	コンクリートポンプ車[トラック架装・ブーム式] 圧送能力90～110m3/h	3.67			令和8年度版建設機械等損料表09-3
	コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式] 圧送能力90～110m3/h				
R (東京)	労務	16.47			
R1 (東京)	普通作業員	8.59			
	普通作業員				
R2 (東京)	土木一般世話役	2.9			
	土木一般世話役				
R3 (東京)	特殊作業員	2.78			
	特殊作業員				
R4 (東京)	運転手(特殊)	1.76			
	運転手 (特殊)				
Z (東京)	材料	79.83			
Z1 (東京)	生コンクリート 高炉 24-12-25(W/C55%以下)	79.04			
	生コンクリート 高炉 24-12-25(20) W/C 55%				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート

施工第4号

無筋・鉄筋構造物,コンクリートポンプ車打設, 24-12-25 (20) (高炉), 10m3以上
100m3未満,一般養生,延長無し,コン

積算単位： m3

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z2 (東京)	軽油 1.2号 バトル給油	0.79			
	軽油 バトル給油				
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区：002 鹿沼 (09 栃木県)／2026-08-10)				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート

施工第4号

無筋・鉄筋構造物,コンクリートポンプ車打設, 24-12-25 (20) (高炉), 10m3以上
100m3未満,一般養生,延長無し,コン

積算単位： m3

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	構造物種別：無筋・鉄筋構造物
2	打設工法：コンクリートポンプ車打設
3	コンクリート規格：24-12-25 (20) (高炉)
4	設計日打設量：10m3以上100m3未満
5	養生工の種類：一般養生
6	圧送管延長距離区分：延長無し
7	現場内小運搬の有無：－
8	打設高さ、水平打設距離：－

施 工 パ ッ ケ ー ジ

歩車道境界ブロック

施工第5号

設置, C種 (180/210×300×600), クラッシュラン C-40, 18-8-25 (高炉), 無し

積算単位 : m

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K	機械	1.52			
(東京)					
K1	バックホ [クローラ・後方超小旋回] 賃料 クレーン付き;山積0.09m3	1.26			
(東京)	小型バックホ (クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型 (第3次基準値)] バケット容量0.09m3吊能力0.9t (賃料)				
K2	バックホ賃料 (クローラ型) 山積0.8m3	0.26			
(東京)	バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (2014年規制)] バケット容量0.8m3 (賃料)				
R	労務	54.79			
(東京)					
R1	普通作業員	17.91			
(東京)	普通作業員				
R2	特殊作業員	15			
(東京)	特殊作業員				
R3	土木一般世話役	9.19			
(東京)	土木一般世話役				
R4	型わく工	7.86			
(東京)	型わく工				
Z	材料	43.69			
(東京)					

施 工 パ ッ ケ ー ジ

歩車道境界ブロック

施工第5号

設置, C種 (180/210×300×600), クラッシュラン C-40, 18-8-25 (高炉), 無し

積算単位 : m

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z1	歩車道境界ブロック C 180/210×300×600	34			
(東京)	歩車道境界ブロック C種 (180/210×300×600)				
Z2	生コンクリート 高炉 18-8-25 (W/C60%以下)	8.47			
(東京)	生コンクリート 高炉 18-8-25 (20) W/C 60%				
Z3	軽油 1.2号 バトル給油	0.68			
(東京)	軽油 バトル給油				
Z4	クラッシュラン C-40	0.54			
(東京)	クラッシュラン C-40				
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区 : 002 鹿沼 (09 栃木県) / 2026-08-10)				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

歩車道境界ブロック

施工第5号

設置, C種 (180/210×300×600), クラッシュC-40, 18-8-25 (高炉), 無し

積算単位 : m

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	作業区分 : 設置
2	ブロック規格 : C種 (180/210×300×600)
3	基礎碎石規格 : クラッシュC-40
4	均し基礎コンクリート規格 : 18-8-25 (高炉)
5	養生工の有無 : 無し
6	
7	
8	

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔 (コンクリート穿孔機)

施工第6号

100mm以上110mm未満, 50mm以上200mm未満

積算単位 : 孔

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K	機械	2.63			
(東京)					
K1	コンクリート穿孔機 [電動式コアボーリングマシン] [簡易仕様型] 最大穿孔径 φ 250mm	1.36			令和8年度版建設機械等損料表20-7
(東京)	コンクリート穿孔機 [電動式コアボーリングマシン] [簡易仕様型] 最大穿孔径 φ 250mm				
K2	発動発電機 (ガソリンエンジン駆動) 3kVA	0.78			
(東京)	発動発電機 [ガソリンエンジン駆動] 3kVA (賃料)				
R	労務	64.65			
(東京)					
R1	特殊作業員	37.07			
(東京)	特殊作業員				
R2	普通作業員	10.12			
(東京)	普通作業員				
R3	土木一般世話役	5.38			
(東京)	土木一般世話役				
Z	材料	32.72			
(東京)					
Z1	ダイヤモンドビット ビット コンクリート削孔用 4インチ 110.0mm	29.83			
(東京)	ダイヤモンドビット φ 110mm				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第6号

100mm以上110mm未満, 50mm以上200mm未満

積算単位： 孔

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z2 (東京)	ガソリン レギュラー スタンド	2.35			
	ガソリン レギュラー スタンド				
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：002 鹿沼（09 栃木県）／2026-08-10）				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第6号

100mm以上110mm未満, 50mm以上200mm未満

積算単位： 孔

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	削孔径：100mm以上110mm未満 削孔深さ：50mm以上200mm未満
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

施 工 パ ッ ケ ー ジ

舗装版破碎

施工第7号

コンクリート舗装版、無し、不要、15cmを超え35cm以下、有、有り

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械	19.31			
K1 (東京)	バックホウ [クローラ・後方超小旋回] 賃料 山積0.45m3	11.13			
	バックホウ (クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型 (2011年規制)] バケット容量0.45m3(賃料)				
K2 (東京)	油圧ブレーカ賃料(アタッチメントのみ) ;バケット容量0.4m3	7.62			
	大型ブレーカ (油圧ブレーカ) バケット容量0.4m3 アタッチメントのみ(賃料)				
R (東京)	労務	74.59			
R1 (東京)	運転手(特殊)	30.26			
	運転手 (特殊)				
R2 (東京)	普通作業員	26.54			
	普通作業員				
R3 (東京)	土木一般世話役	15.62			
	土木一般世話役				
Z (東京)	材料	6.1			
Z1 (東京)	軽油 1.2号 バトロ-給油	5.93			
	軽油 バトロール給油				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

舗装版破碎

施工第7号

コンクリート舗装版、無し、不要、15cmを超え35cm以下、有、有り

積算単位： m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
	*** 単位当り ***				
	積算単価 (地区：002 鹿沼 (09 栃木県)／2026-08-10)				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

舗装版破碎

施工第7号

コンクリート舗装版、無し、不要、15cmを超え35cm以下、－、有り

積算単位： m2

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	舗装版種別：コンクリート舗装版
2	障害等の有無：無し
3	騒音振動対策：不要
4	舗装版厚：15cmを超え35cm以下
5	Co+As(カバ→)舗装によるアスファルト舗装版厚：－
6	積込作業の有無：有り
7	
8	

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第8号

90mm以上100mm未満, 50mm以上200mm未満

積算単位： 孔

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K	機械	2.63			
(東京)					
K1	コンクリート穿孔機〔電動式コアボーリングマシン〕〔簡易仕様型〕最大穿孔径φ250mm	1.36			令和8年度版建設機械等損料表20-7
(東京)	コンクリート穿孔機〔電動式コアボーリングマシン〕〔簡易仕様型〕最大穿孔径φ250mm				
K2	発動発電機(ガソリンエンジン駆動) 3kVA	0.78			
(東京)	発動発電機〔ガソリンエンジン駆動〕 3kVA(賃料)				
R	労務	64.65			
(東京)					
R1	特殊作業員	37.07			
(東京)	特殊作業員				
R2	普通作業員	10.12			
(東京)	普通作業員				
R3	土木一般世話役	5.38			
(東京)	土木一般世話役				
Z	材料	32.72			
(東京)					
Z1	ダイヤモンドビット ビット コンクリート削孔用 4インチ 110.0mm	29.83			
(東京)	ダイヤモンドビット φ110mm				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第8号

90mm以上100mm未満, 50mm以上200mm未満

積算単位： 孔

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z2 (東京)	ガソリン レギュラー スタンド	2.35			
	ガソリン レギュラー スタンド				
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：002 鹿沼（09 栃木県）／2026-08-10）				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第8号

90mm以上100mm未満, 50mm以上200mm未満

積算単位： 孔

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	削孔径： 90mm以上100mm未満 削孔深さ： 50mm以上200mm未満
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第9号

90mm以上100mm未満, 200mm以上400mm未満

積算単位： 孔

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K (東京)	機械	2.94			
K1 (東京)	コンクリート穿孔機〔電動式コアボーリングマシン〕〔簡易仕様型〕最大穿孔径φ250mm	1.56			令和8年度版建設機械等損料表20-7
	コンクリート穿孔機〔電動式コアボーリングマシン〕〔簡易仕様型〕最大穿孔径φ250mm				
K2 (東京)	発動発電機〔ガソリンエンジン駆動〕3KVA	0.89			
	発動発電機〔ガソリンエンジン駆動〕3kVA(賃料)				
R (東京)	労務	66.17			
R1 (東京)	特殊作業員	39.24			
	特殊作業員				
R2 (東京)	普通作業員	10.61			
	普通作業員				
R3 (東京)	土木一般世話役	5.3			
	土木一般世話役				
Z (東京)	材料	30.89			
Z1 (東京)	ダイヤモンドビットビットコンクリート削孔用 4インチ 110.0mm	27.65			
	ダイヤモンドビット φ110mm				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第9号

90mm以上100mm未満, 200mm以上400mm未満

積算単位： 孔

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z2 (東京)	ガソリンレギュラースタンド	2.7			
	ガソリンレギュラースタンド				
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：002 鹿沼（09 栃木県）／2026-08-10）				
	標準単価				

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第9号

90mm以上100mm未満, 200mm以上400mm未満

積算単位： 孔

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	削孔径：90mm以上100mm未満
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

施 工 パ ッ ケ ー ジ

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

施工第10号

集水桝、180mm以上, 50mm以上200mm未満

積算単位： 孔

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K	機械	1. 97			
(東京)					
K1	コンクリート穿孔機〔電動式コアボーリングマシン〕〔簡易仕様型〕最大穿孔径φ250mm	1. 02			令和8年度版建設機械等損料表 20-7
(東京)	コンクリート穿孔機〔電動式コアボーリングマシン〕〔簡易仕様型〕最大穿孔径φ250mm				
K2	発動発電機(ガソリンエンジン駆動) 3KVA	0. 58			
(東京)	発動発電機〔ガソリンエンジン駆動〕 3kVA(賃料)				
R	労務	48. 51			
(東京)					
R1	特殊作業員	27. 81			
(東京)	特殊作業員				
R2	普通作業員	7. 59			
(東京)	普通作業員				
R3	土木一般世話役	4. 04			
(東京)	土木一般世話役				
Z	材料	49. 52			
(東京)					
Z1	ダイヤモンドビット コンクリート削孔用 8インチ 204. 0mm	47. 35			
(東京)	ダイヤモンドビット φ204mm				

集水桝、180mm以上, 50mm以上200mm未満

積算単位： 孔

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z2 (東京)	ガソリン レギュラー スタンド	1.77			
	ガソリン レギュラー スタンド				
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：002 鹿沼（09 栃木県）／2026-08-10）				
	標準単価				

集水桝、180mm以上, 50mm以上200mm未満

積算単位： 孔

計 算 式	
1	P' 積算地区補正単価 =
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
条 件	
1	削孔径：180mm以上200mm以下 削孔深さ：50mm以上200mm未満
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

公 表 単 価 一 覧 表

工事名：第1浄水場場内整備工事

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	単価（円）	摘 要 区 分			摘 要
				機	材	労	
発生土処分		m3	1,100			○	
集水枡	内径500×500×H600	基	45,000		○		
グレーティング(集水枡用)	T-25、細目 500×500枡用、受枠共	組	72,600		○		
PCB含有調査	コンデンサ1台、トランス2台	式	450,000			○	
苛性ソーダ処分費		kg	60			○	
次亜塩素酸処分費		kg	105			○	
収集運搬費		台	195,000			○	
タンク内洗浄作業		人	50,000			○	
高圧洗浄等機器損料		式	105,000			○	

(備考)

- 1 本表に記載されている単価は、見積り若しくは特別調査により決定したものである。
- 2 適用区分に○印があるものは、次の価格を示す。「機」は機器費、「材」は材料費、「労」は労務費。

公 表 単 価 一 覧 表

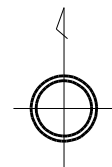
工事名：第1浄水場場内整備工事

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	単価（円）	摘 要 区 分			摘 要
				機	材	労	
擬木ロープ柵	2段 φ100×1200	本	5,150		○		
擬木ロープ柵用ロープ	クレモナロープ φ10mm品	巻	67,000		○		
基礎ブロック	擬木ロープ柵用 180×180×H200	個	950		○		
水口ゲート	φ200用	個	13,500		○		
アスベスト採取	サンプル採取	日	115,000			○	
アスベスト試験	JIS A 1481-1 定性分析まで	検体	45,000			○	
仮設費	ローリング足場	式	75,000			○	
報告書作成		式	239,000			○	
技術費		式	198,000			○	
直接経費	調査資材運搬等	式	72,500			○	
諸経費		式	418,000			○	

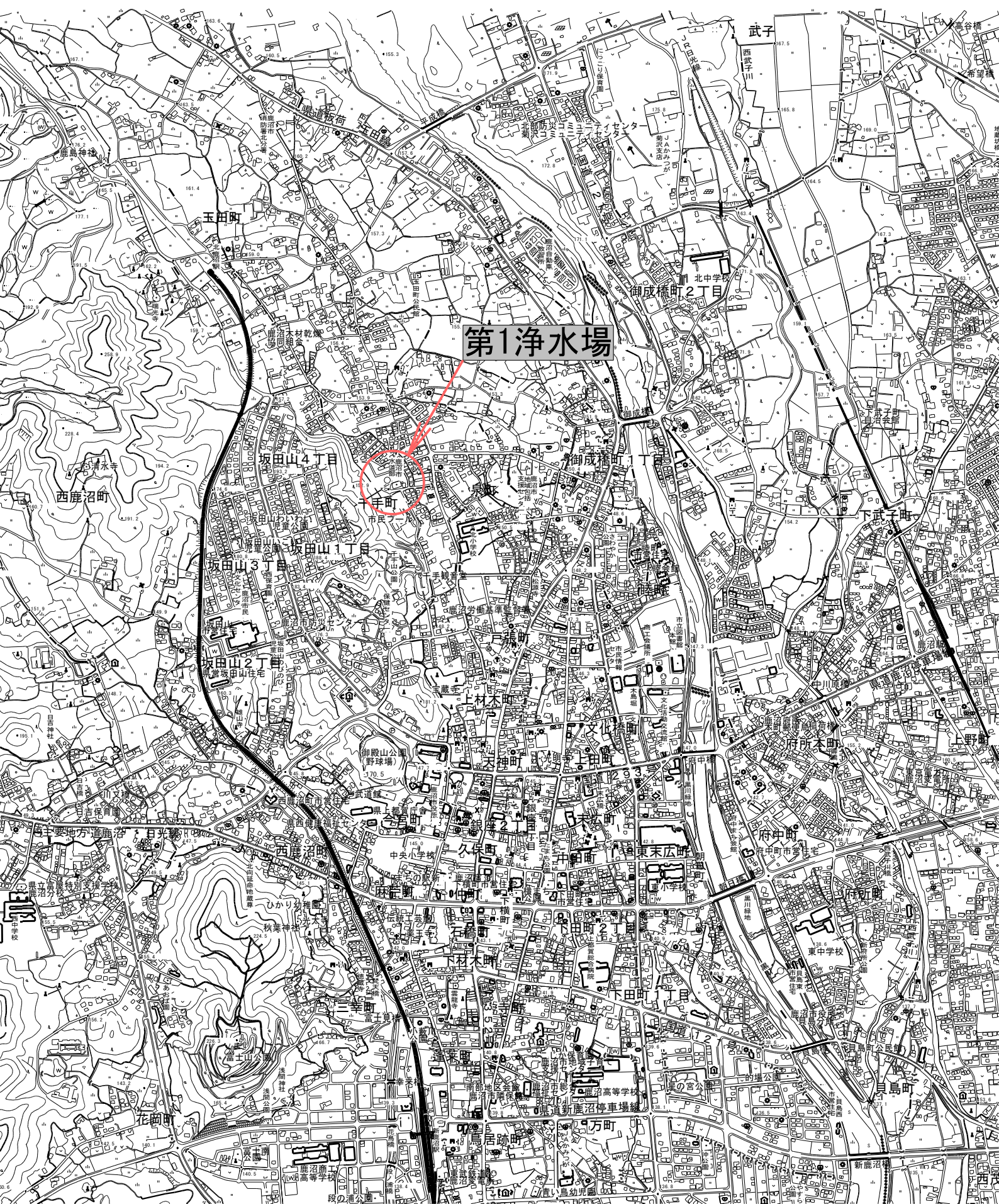
（備考）

- 1 本表に記載されている単価は、見積り若しくは特別調査により決定したものである。
- 2 適用区分に○印があるものは、次の価格を示す。「機」は機器費、「材」は材料費、「労」は労務費。

位置図



第1浄水場場内整備工事



第 1 浄水場 場内整備工事

設 計 図

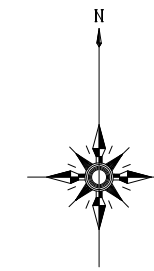
栃 木 県 鹿 沼 市

目 次

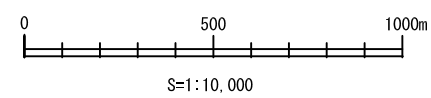
図 番	図 名	縮 尺
1	案 内 図	A1:1/10,000 A3:1/20,000
2	場 内 整 備 撤 去 平 面 図	A1:1/300 A3:1/600
3	第 1 浄 水 場 計 画 平 面 図	A1:1/200 A3:1/400
4	送 水 ポ ン プ 室 撤 去 図 (1/5)	A1:1/50 A3:1/100
5	送 水 ポ ン プ 室 撤 去 図 (2/5)	A1:1/50 A3:1/100
6	送 水 ポ ン プ 室 撤 去 図 (3/5)	A1:1/50 A3:1/100
7	送 水 ポ ン プ 室 撤 去 図 (4/5)	A1:1/50 A3:1/100
8	送 水 ポ ン プ 室 撤 去 図 (5/5)	A1:1/50 A3:1/100
9	苛 性 ソ ー ダ 室 撤 去 図	A1:1/50 A3:1/100
10	次 亜 注 入 室 撤 去 図	A1:1/50 A3:1/100
11	薬 注 ピ ッ ト 室 構 造 図	A1:1/30 A3:1/60
12	流量調整弁室構造図及び石碑撤去図、撤去施設構造図	図 示
13	場 内 路 床 ・ 舗 装 整 備 構 成 図	A1:1/10 A3:1/20
14	送 水 ポ ン プ 室 機 器 撤 去 図 (1)	A1:1/50 A3:1/100
15	送 水 ポ ン プ 室 機 器 撤 去 図 (2)	A1:1/25 A3:1/50
16	送 水 ポ ン プ 室 機 器 撤 去 図 (3)	None Scale
17	浄 水 池 越 流 管 参 考 図	None Scale
18	No.2 取 水 井 補 水 管 計 画 図	None Scale

[illegible]

案 内 図 S=1:10,000



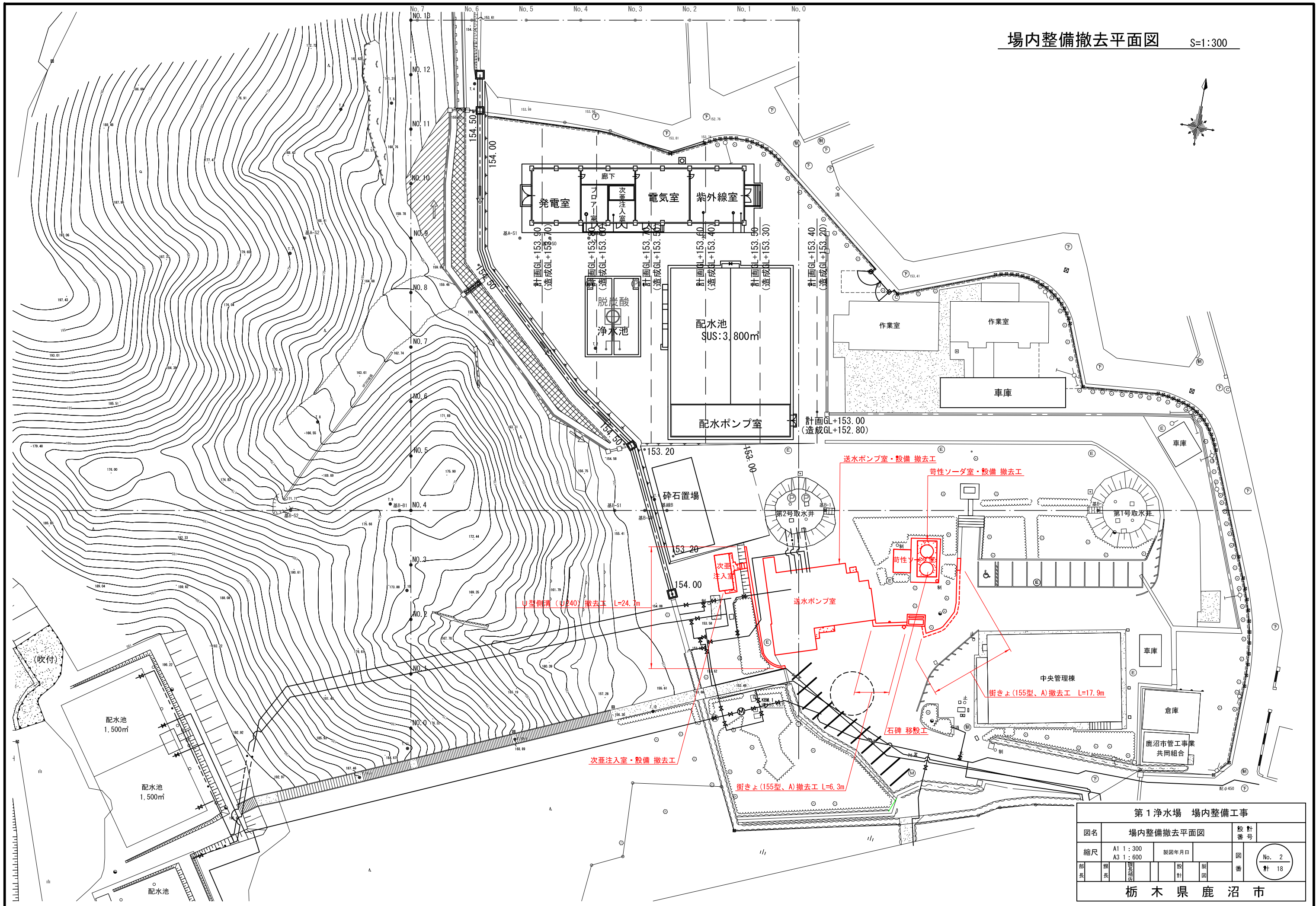
第 1 浄水場

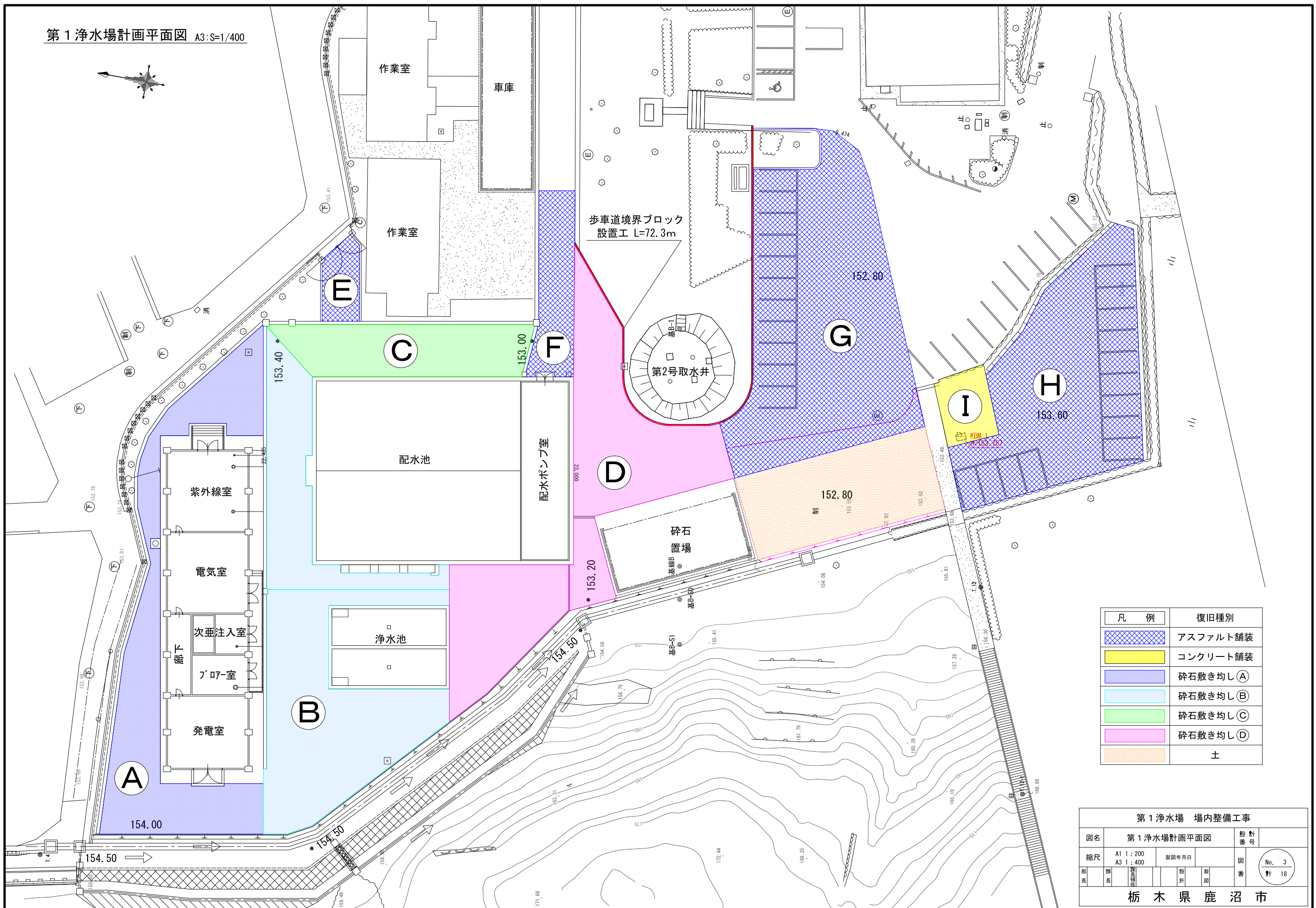


第 1 浄水場 場内整備工事											
図名		案 内 図						設 計 番 号			
縮尺		A1 1:10,000 A3 1:20,000		製図年月日				図 番			
部 長	課 長		監 査 補 佐			設 計		製 図			
栃 木 県 鹿 沼 市											

場内整備撤去平面図

S=1:300



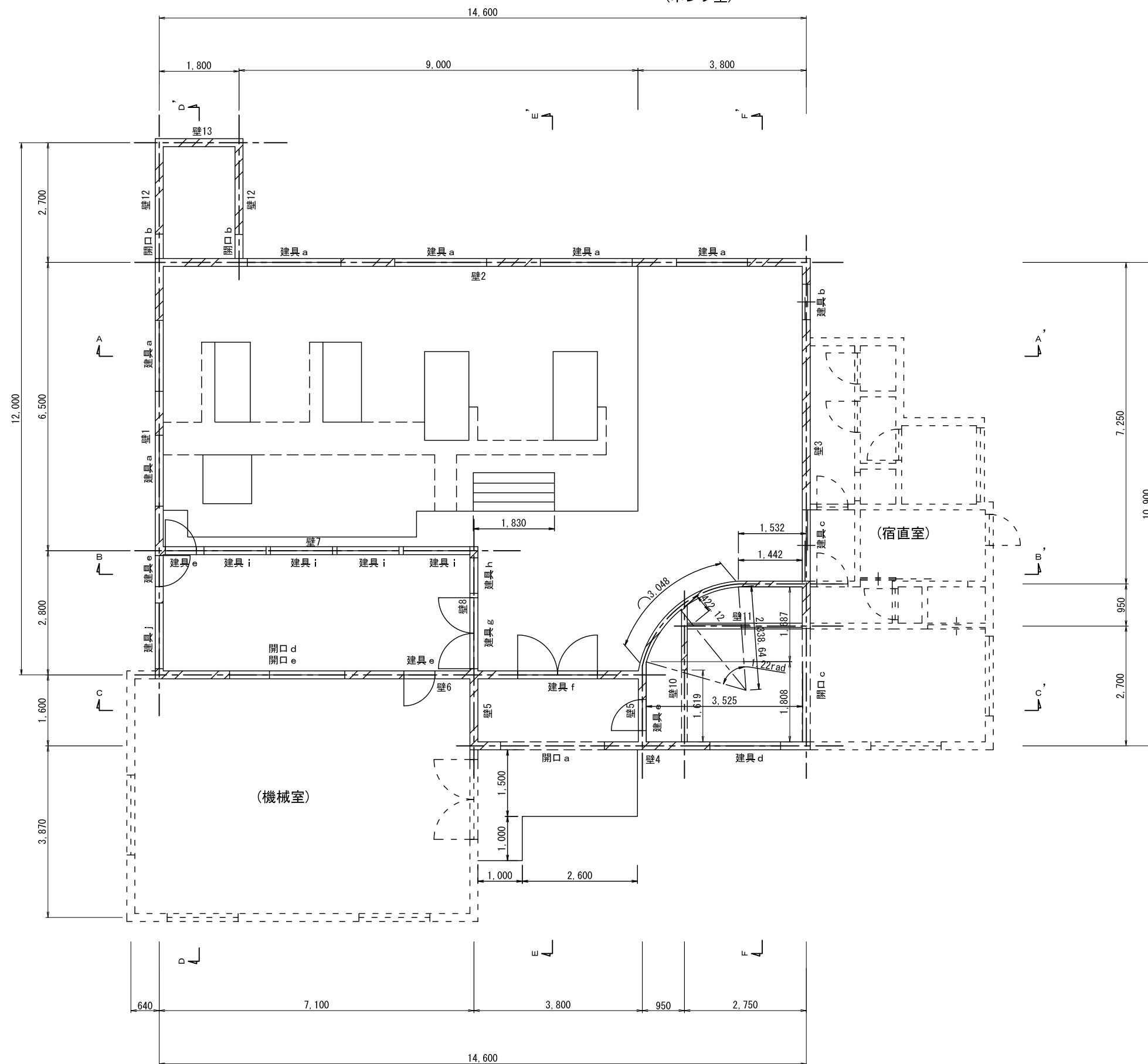


凡 例	復旧種別
	アスファルト舗装
	コンクリート舗装
	砕石敷き均し ㊦
	砕石敷き均し ㊧
	砕石敷き均し ㊨
	砕石敷き均し ㊩
	土

第 1 浄水場 場内整備工事										
図名		第 1 浄水場計画平面図					設 計 号			
縮尺		A1 1 : 200 A3 1 : 400		製図年月日				図 番	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> No. 3 計 18 </div>	
部 長	課 長	製 図 係		設 計	製 図					
栃 木 県 鹿 沼 市										

送水ポンプ室撤去図(1/5)

平面図 S=1/50
(ポンプ室)



記号	名 称	寸 法	数量
開口 a	開口部	W2500 × H2600	1
開口 b	開口部	W600 × H2300	2
開口 c	開口部	W2500 × H2400	1
開口 d	開口部	W1100 × H520	1
開口 e	開口部	W2420 × H1700	1

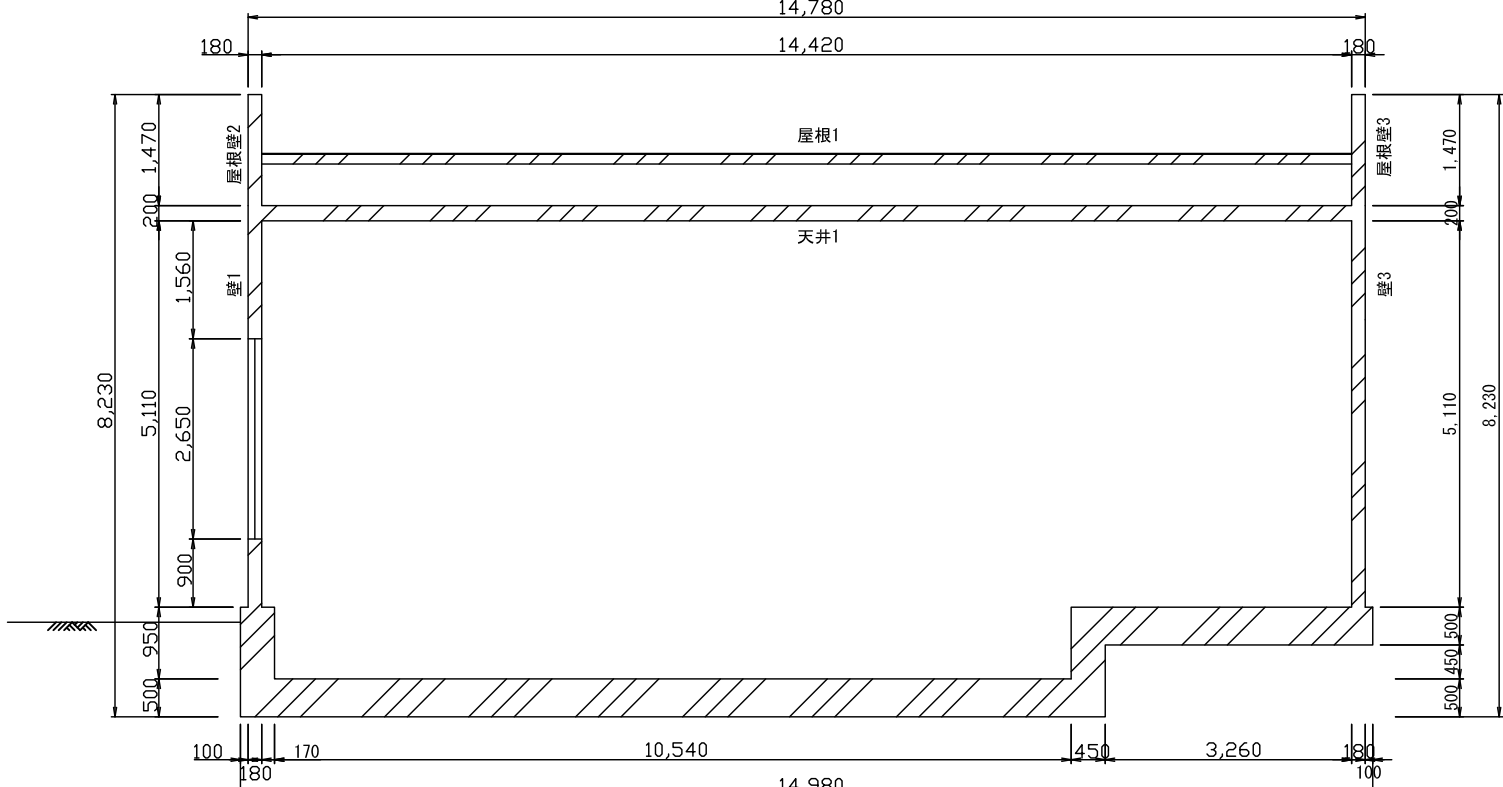
記号	名 称	寸 法	数量
建具 a	アルミサシ窓	W1600×H2600	6
建具 b	アルミサシ窓	W800×H1000	1
建具 c	木製ドア	W1630×H2100	1
建具 d	アルミサシ窓	W1600×H1400	1
建具 e	アルミサシドア	W900×H2100	4
建具 f	アルミサシドア	W2500×H2600	1
建具 g	アルミサシドア	W1630×H2350	1
建具 h	アルミサシ窓	W650×H1500	1
建具 i	アルミサシ窓	W1400×H1500	4
建具 j	アルミサシ窓	W1500×H900	1

第 1 浄水場 場内整備工事									
図名		送水ポンプ室撤去図(1/5)				設 計 番 号			
縮尺		A1 1:50 A3 1:100		製図年月日				<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> No. 4 計 18 </div>	
部 長		課 長		監 理 補 佐		設 計		製 図	

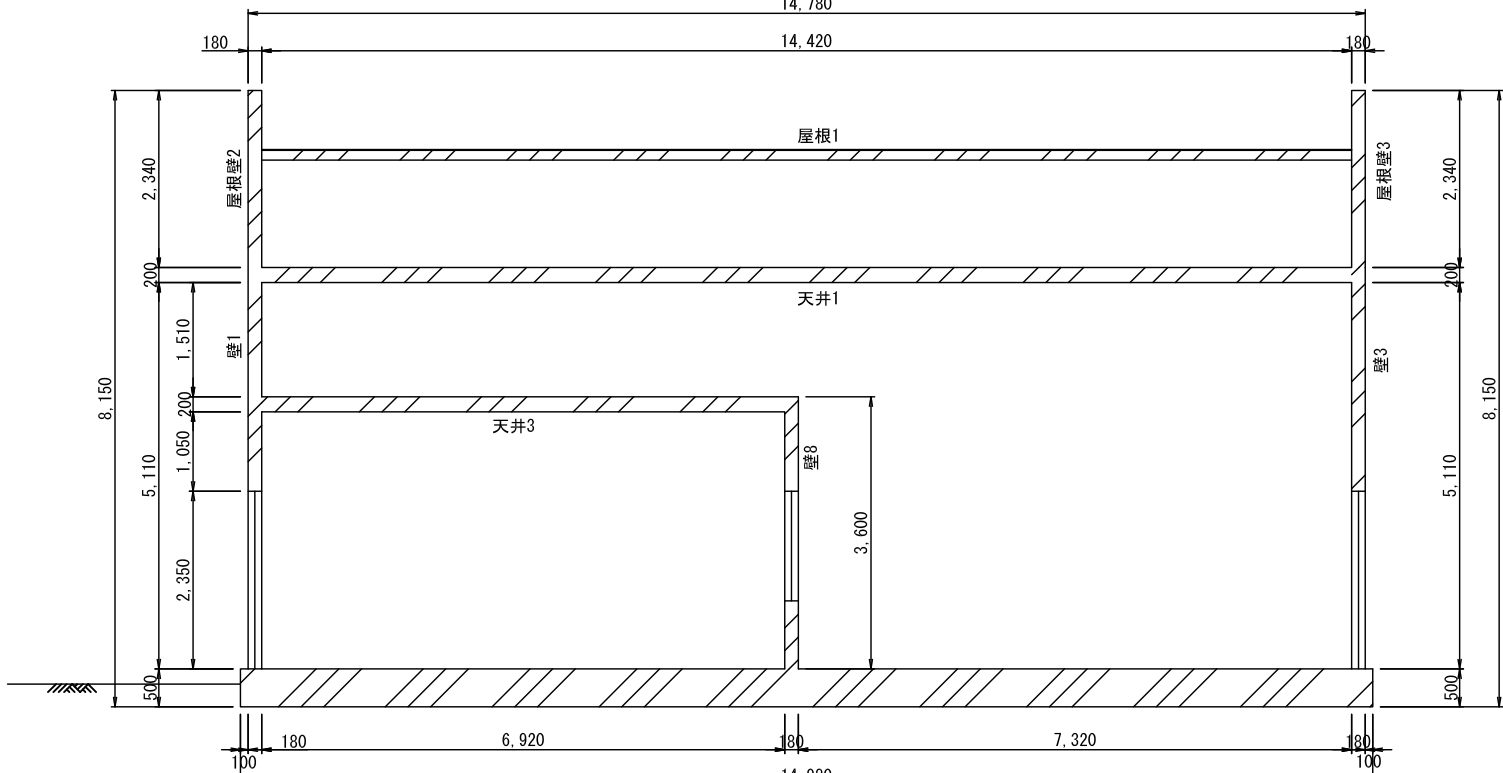
栃 木 県 鹿 沼 市

送水ポンプ室撤去図(2/5)

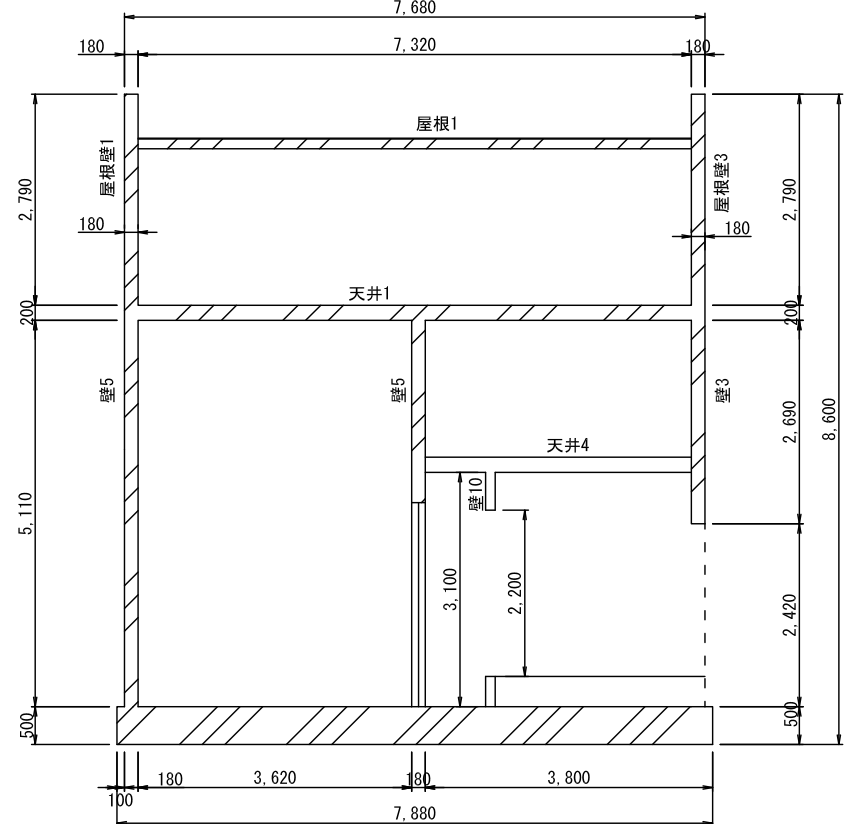
A-A' 断面図 S=1/50
(ポンプ室)



B-B' 断面図 S=1/50
(ポンプ室)

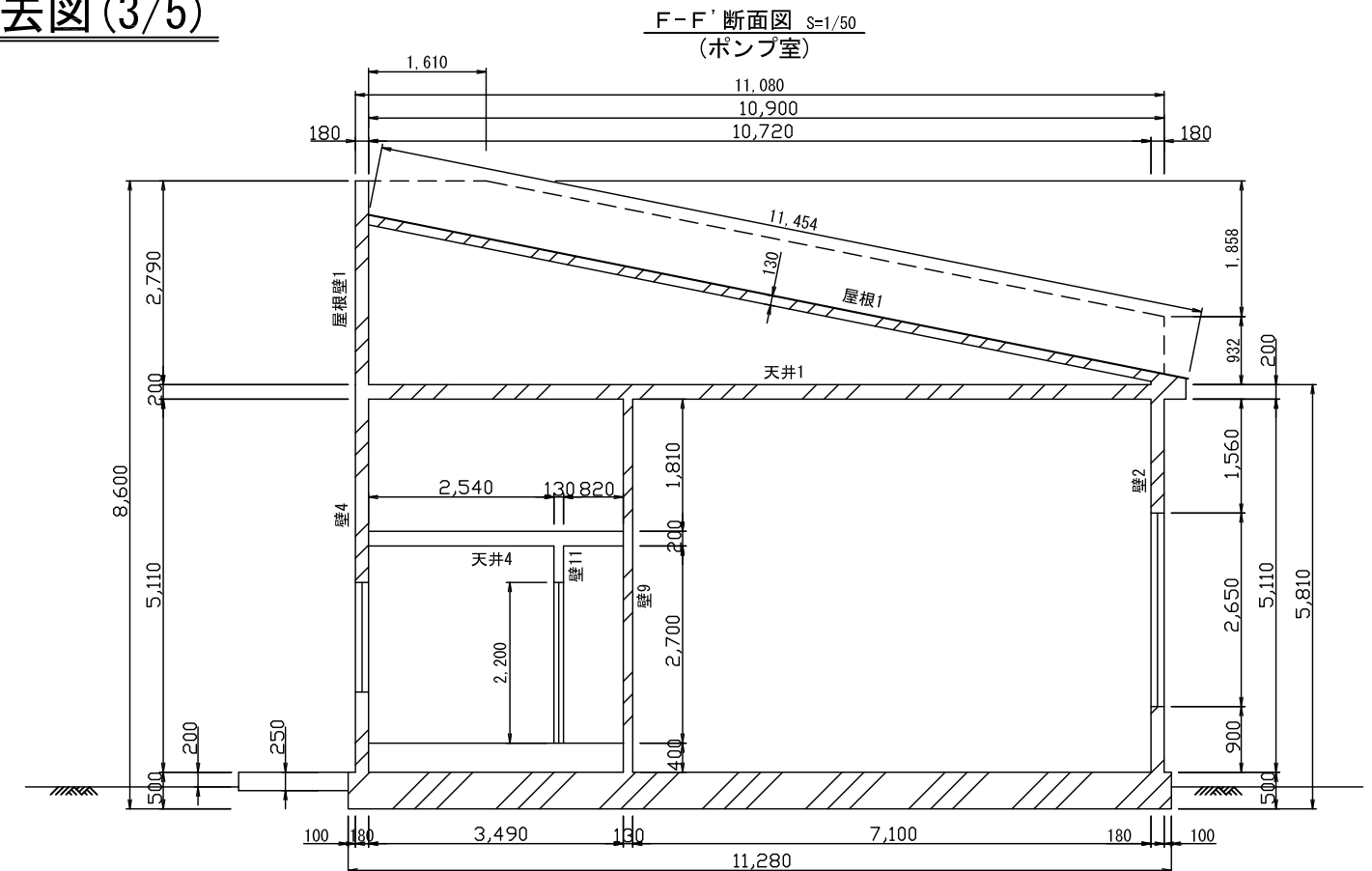


C-C' 断面図 S=1/50
(ポンプ室)



第 1 浄水場 場内整備工事									
図名		送水ポンプ室撤去図 (2/5)					設 計 号		
縮尺		A1 1:50 A3 1:100		製図年月日		図 番		<div><div>No. 5</div><div>計 18</div></div>	
部 長	課 長	製 図 補 佐			設 計				
栃 木 県 鹿 沼 市									

送水ポンプ室撤去図(3/5)

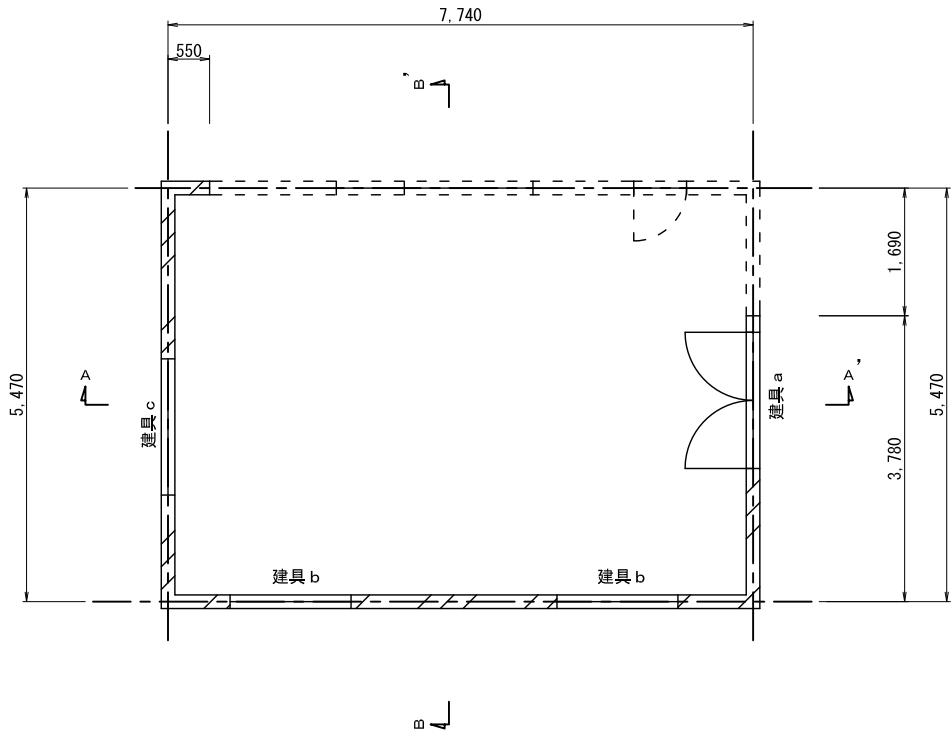


F-F' 断面図 S=1/50
(ポンプ室)



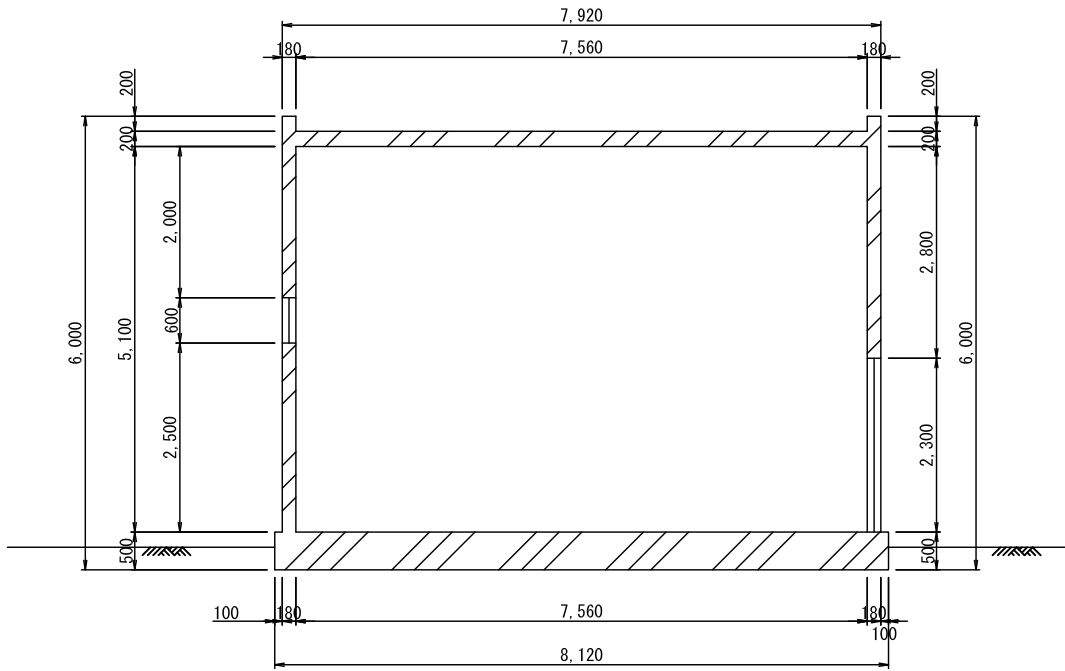
送水ポンプ室撤去図(4/5)

平面図 S=1/50
(機械室)

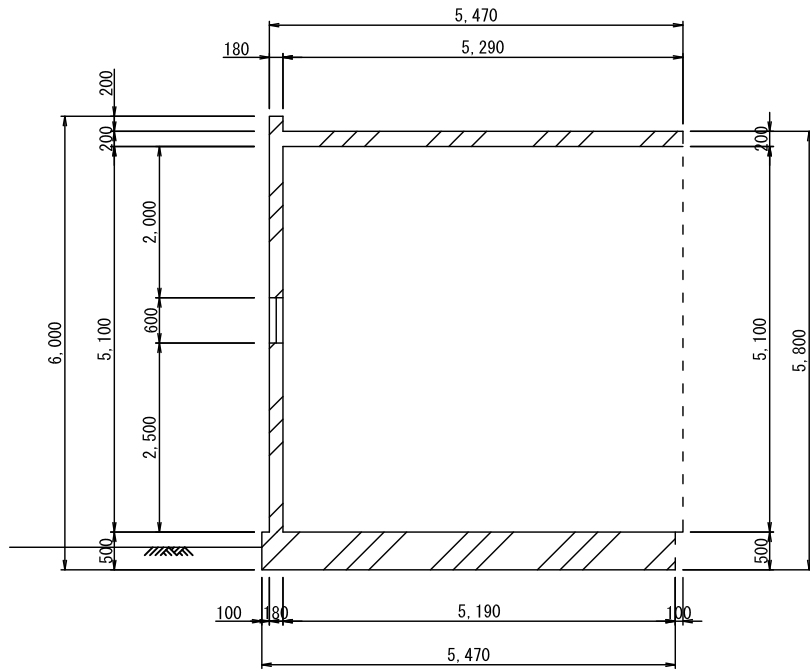


記号	名 称	寸 法	数量
建具 a	アルミサッシ ^ア	W1800×H2300	1
建具 b	アルミサッシ窓	W1800×H1200	2
建具 c	アルミサッシ窓	W1800×H600	1

A-A' 断面図 s=1/50
(機械室)



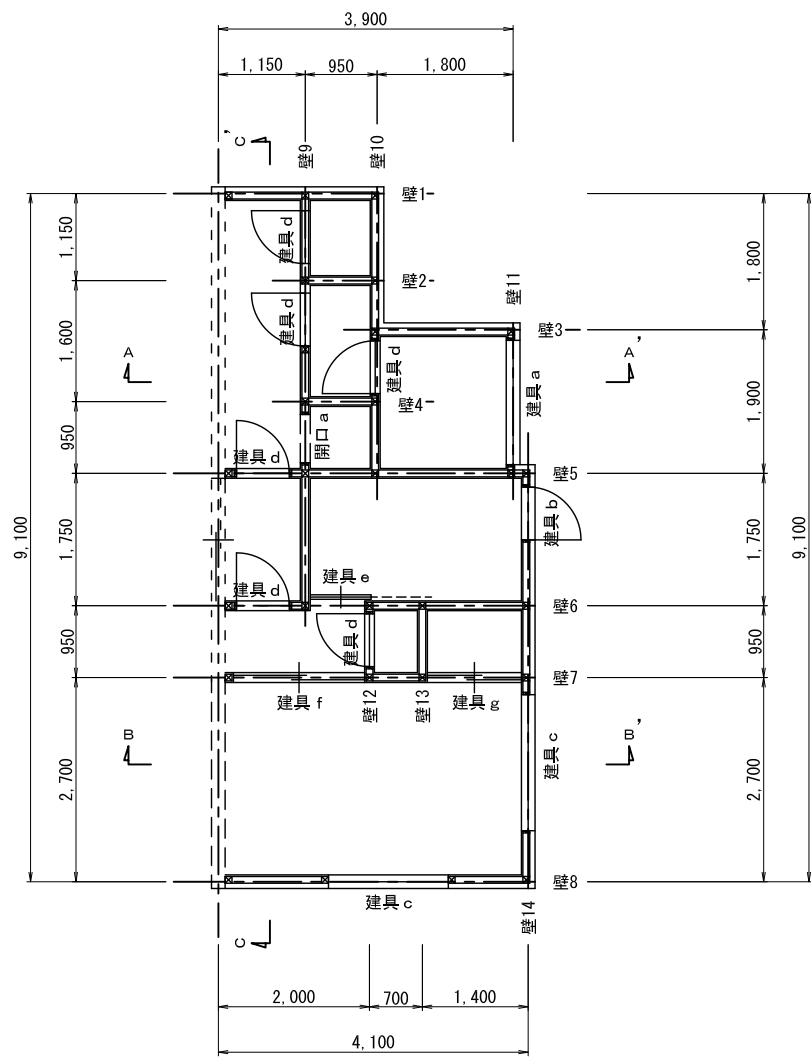
B-B' 断面図 S=1/50
(機械室)



第 1 浄水場 場内整備工事									
図名	送水ポンプ室撤去図 (4/5)						設 番	計 号	
縮尺	A1 1:50 A3 1:100		製図年月日				図 番	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> No. 7 計 18 </div>	
部 長	課 長	製 図 補 佐			設 計	製 図			
栃 木 県 鹿 沼 市									

送水ポンプ室撤去図 (5/5)

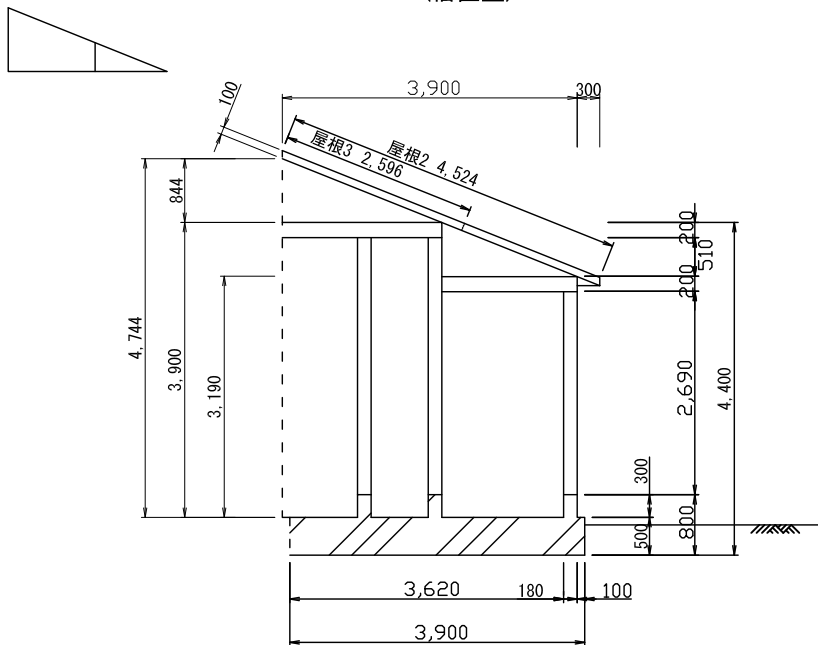
平面図 S=1/50
(宿直室)



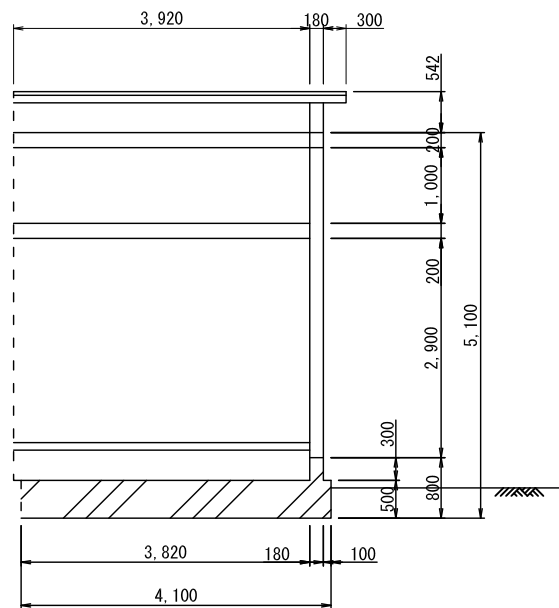
記号	名 称	寸 法	数 量
開口 a	開口部	W900×H2100	1

記号	名 称	寸 法	数 量
建具 a	アルミサツ窓	W1600×H900	1
建具 b	アルミサツドア	W900×H2100	1
建具 c	アルミサツ窓	W1700×H1500	2
建具 d	木製ドア	W700×H2100	6
建具 e	木製ドア	W800×H2100	1
建具 f	木製ドア	W1900×H2100	1
建具 g	木製ドア	W1400×H2100	1

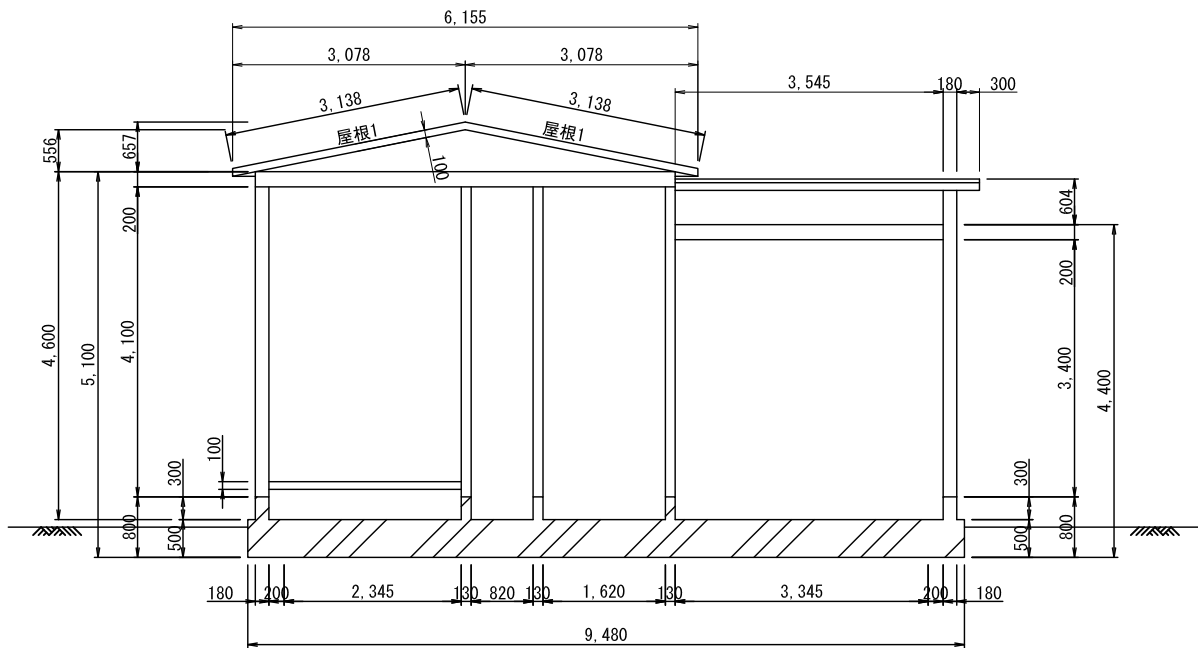
A-A' 断面図 S=1/50
(宿直室)



B-B' 断面図 S=1/50
(宿直室)



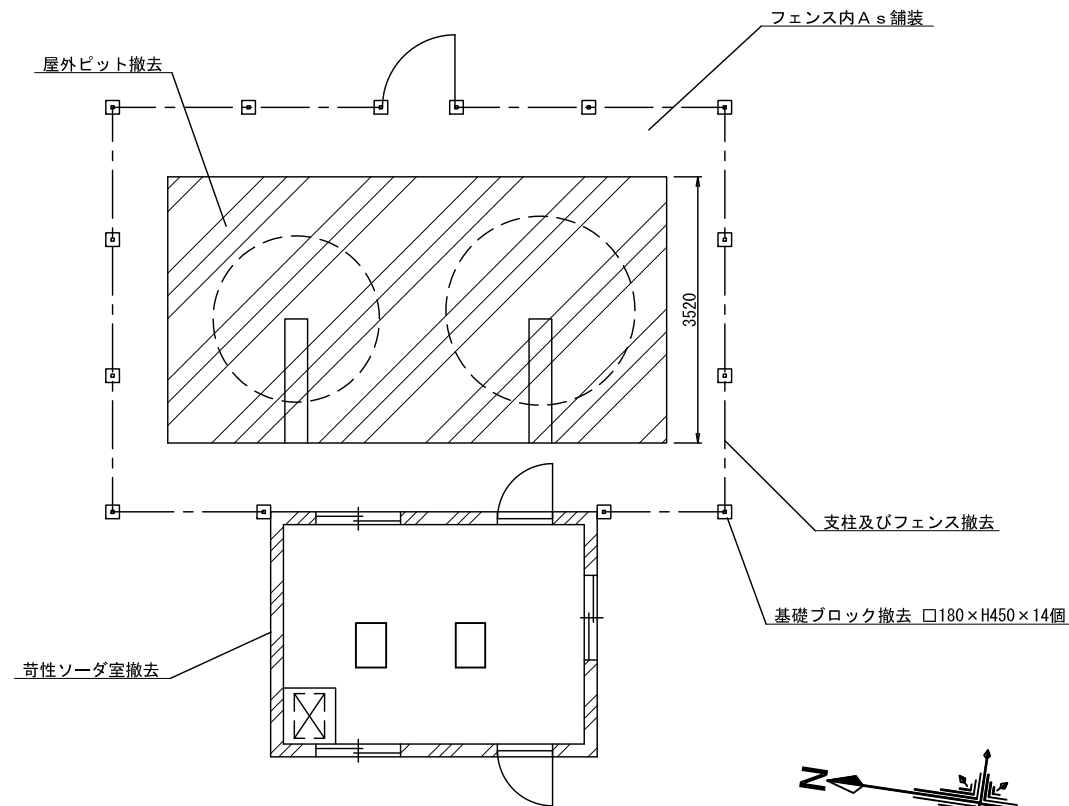
C-C' 断面図 S=1/50
(宿直室)



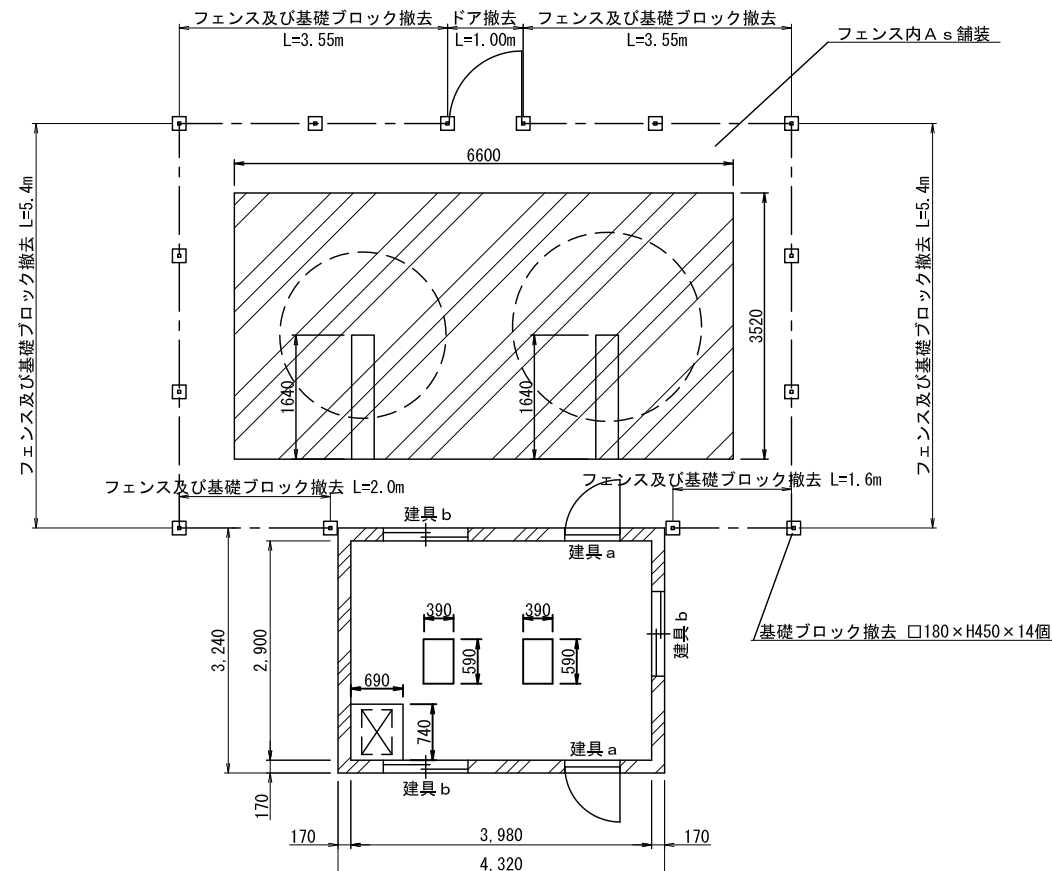
第 1 浄水場 場内整備工事									
図名	送水ポンプ室撤去図 (5/5)							設計 番 号	
縮尺	A1 1:50 A3 1:100		製図年月日				図 番		No. 8 計 18
部長	課長	設計係		設計		製図	栃 木 県 鹿 沼 市		

苛性ソーダ室撤去図

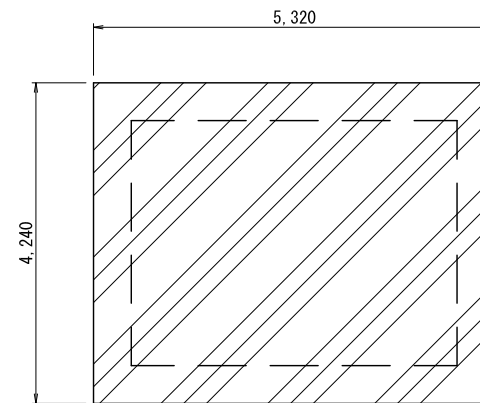
苛性ソーダ室平面図 S=1/50



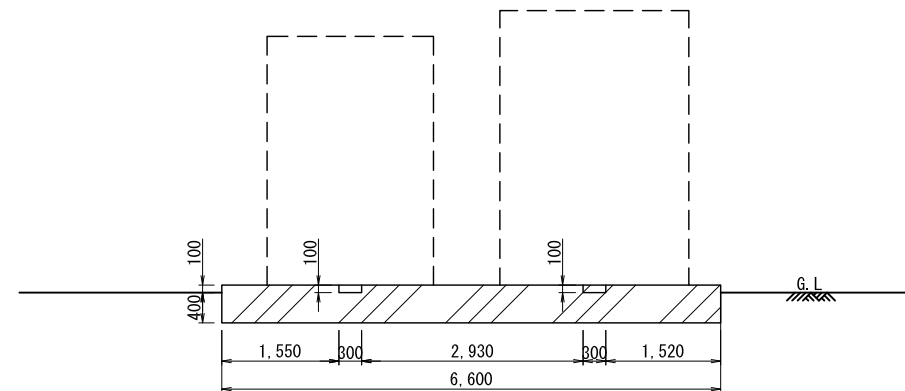
平面詳細図 S=1/50



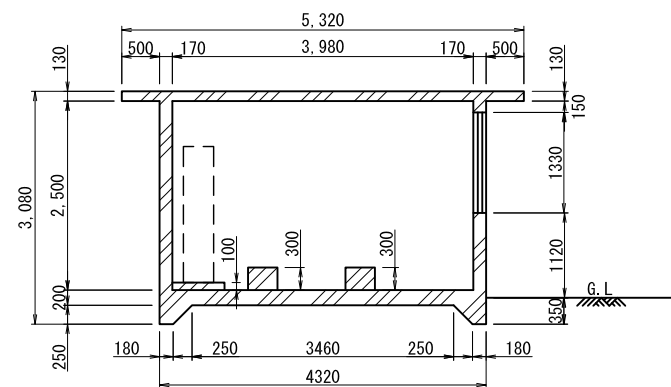
屋根伏図 S=1/50



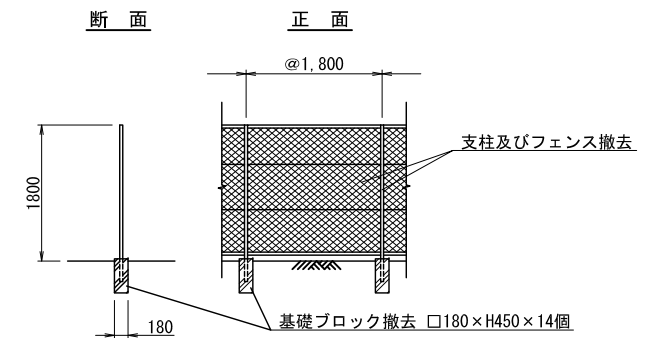
苛性ソーダタンク部断面図 S=1/50



苛性ソーダ室断面図 S=1/50



フェンス撤去図 S=1/50



記号	名 称	寸 法	数量
建具 a	アルミサッシドア	W730×H2430	2
建具 b	アルミサッシ窓	W1120×H1330	3

第 1 浄水場 場内整備工事									
図名		奇性ソーダ室撤去図				設 計 号			
縮尺		A1 1:50 A3 1:100		製図年月日				図 番	
部 長	課 長	課 長補佐		設 計	製 図			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> No. 9 <hr/> 計 18 </div>	
栃 木 県 鹿 沼 市									

次亜注入室平面図 S=1/50



屋根伏図 S=1/50



記号	名 称	寸 法	数量
建具 a	7㍑㍻サッシ両開ドア	W1460×H1860	1
建具 b	7㍑㍻サッシドア	W740×H1850	1
建具 c	7㍑㍻サッシ窓	W760×H850	1
建具 d	7㍑㍻サッシ窓	W400×H360	1

平面詳細図 S=1/50



A-A' 断面图 S=1/50



B-B' 断面图 S=1/50



階段平面図 S=1/3

階段断面図 $S=1/3$ 

a部断面図 S=1/30



b部断面図 S=1/30

C部断面図 S=1/30

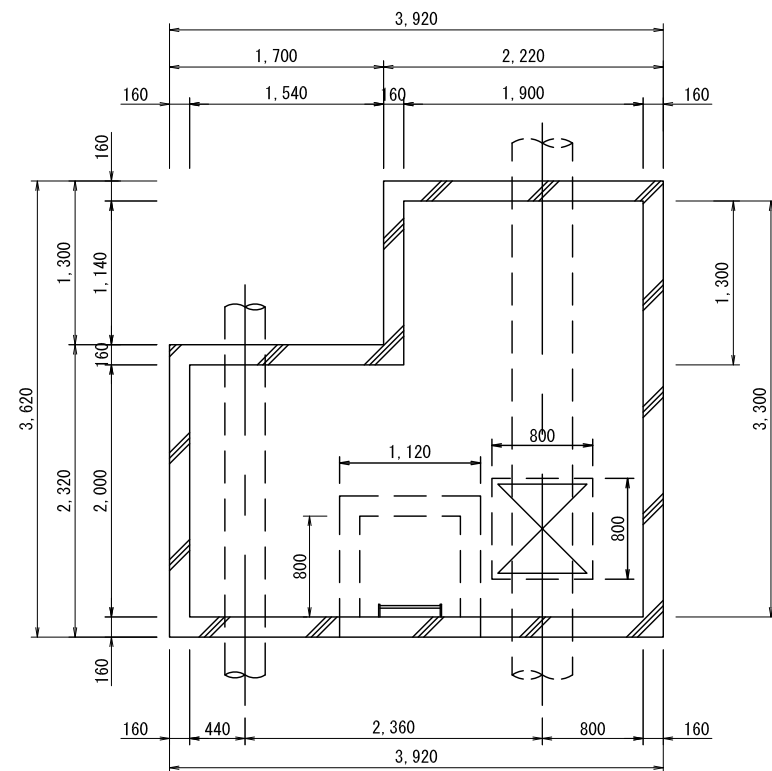


第 1 浄水場 場内整備工事											
図名		次亜注入室撤去図						設 計 番 号			
縮尺		A1 1:50、1:30 A3 1:100、1:60		製図年月日				図 番		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> No. 10 計 18 </div>	
部長	課長	主任技師				設計	製図		番		
栃 木 県 鹿 沼 市											

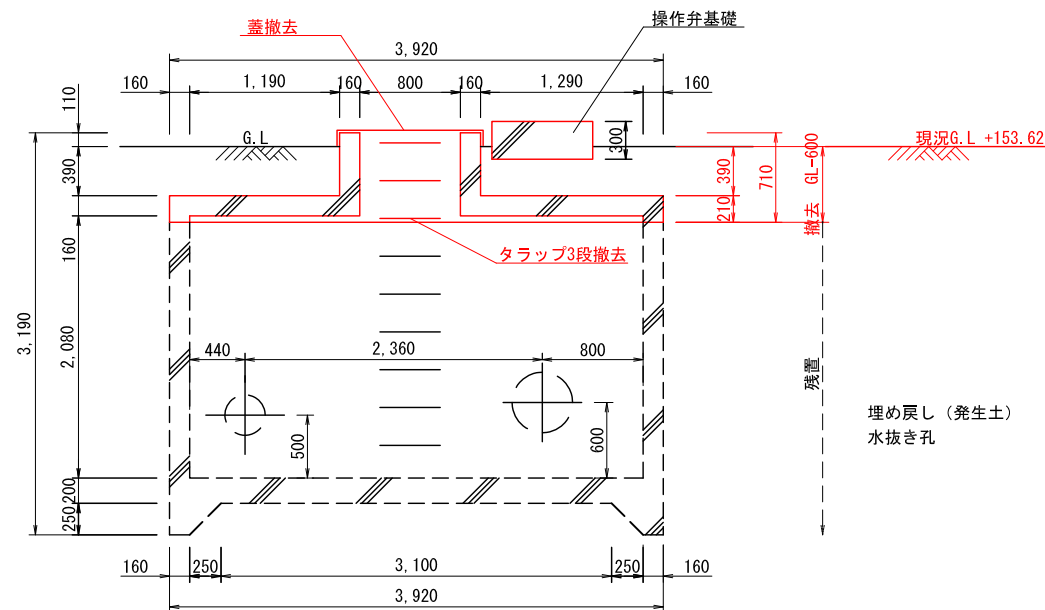
第 1 浄水場 場内整備工事										
図名		薬注ビット室構造図					設計 番号			
縮尺		A1 1:30 A3 1:60		製図年月日				図 番	<div>●No. 11 計 18</div>	
部 長	課 長	製 図 補 佐			設 計	製 図				
栃 木 県 鹿 沼 市										

流量調整弁室構造図

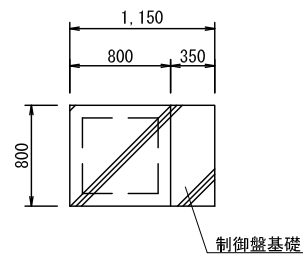
平面图 S=1/30



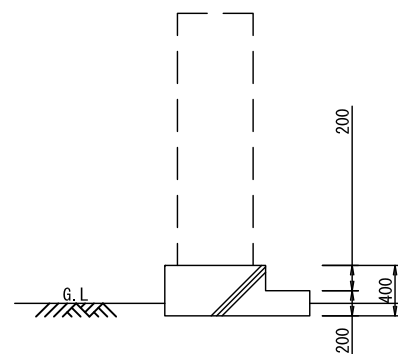
断面図 S=1/30



制御盤平面図 S=1/30

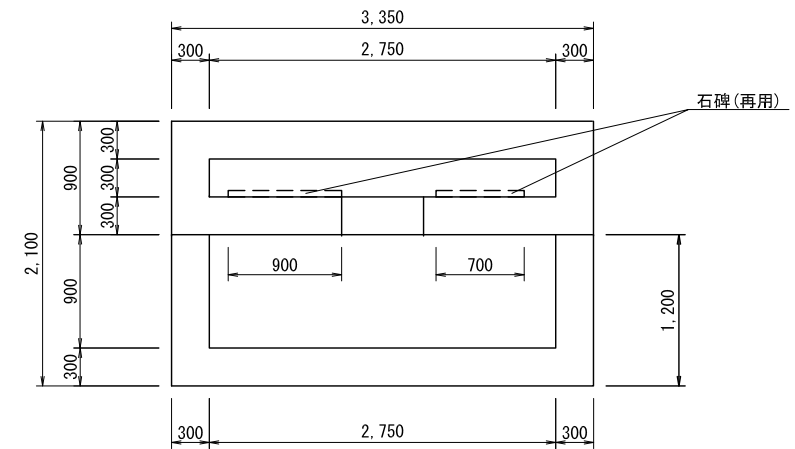


制御盤断面図 S=1/30

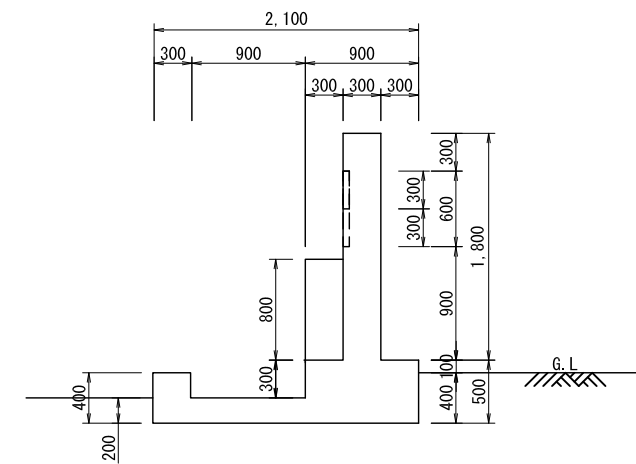


石碑撤去図

平面图 S=1/30



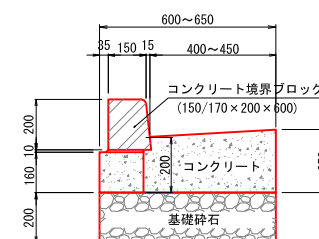
断面図 S=1/30



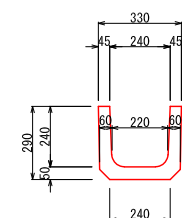
撤去施設構造図 S= 1:15

街きよ (155型)

A=W600
B=W650

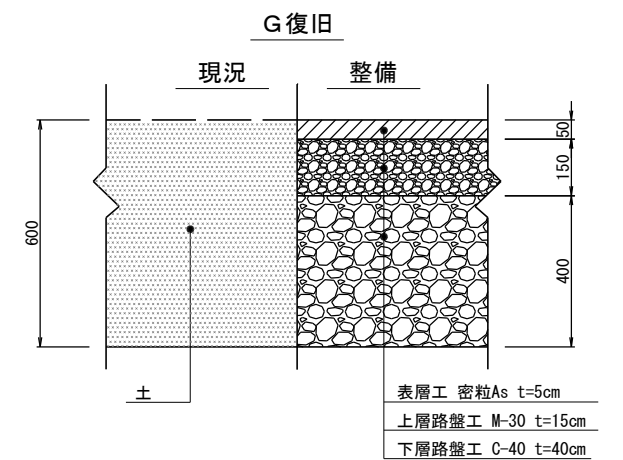
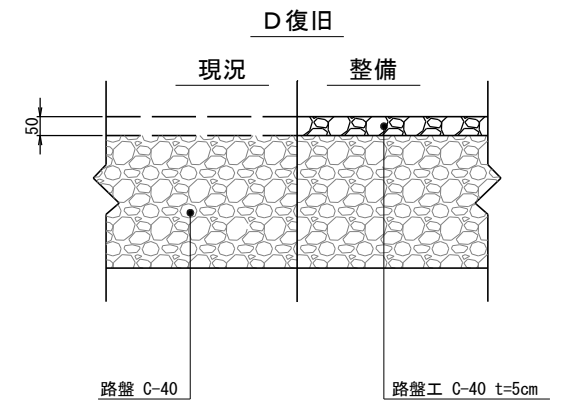


U型側溝(240)

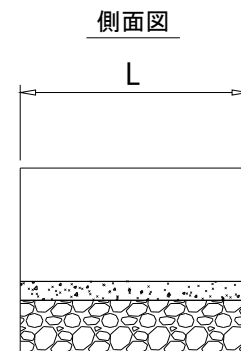


第 1 浄水場 場内整備工事									
図名		流量調整弁弁構造図及び石砕搬去図 撤去施設構造図					設計 番号		
縮尺		図 示		製図年月日		図 番		<div><div>No. 12</div><div>計 18</div></div>	
部 長		課 長	調 査 係		設 計	製 図	番		
栃 木 県 鹿 沼 市									

A1 1:10
A3 1:20



側面図

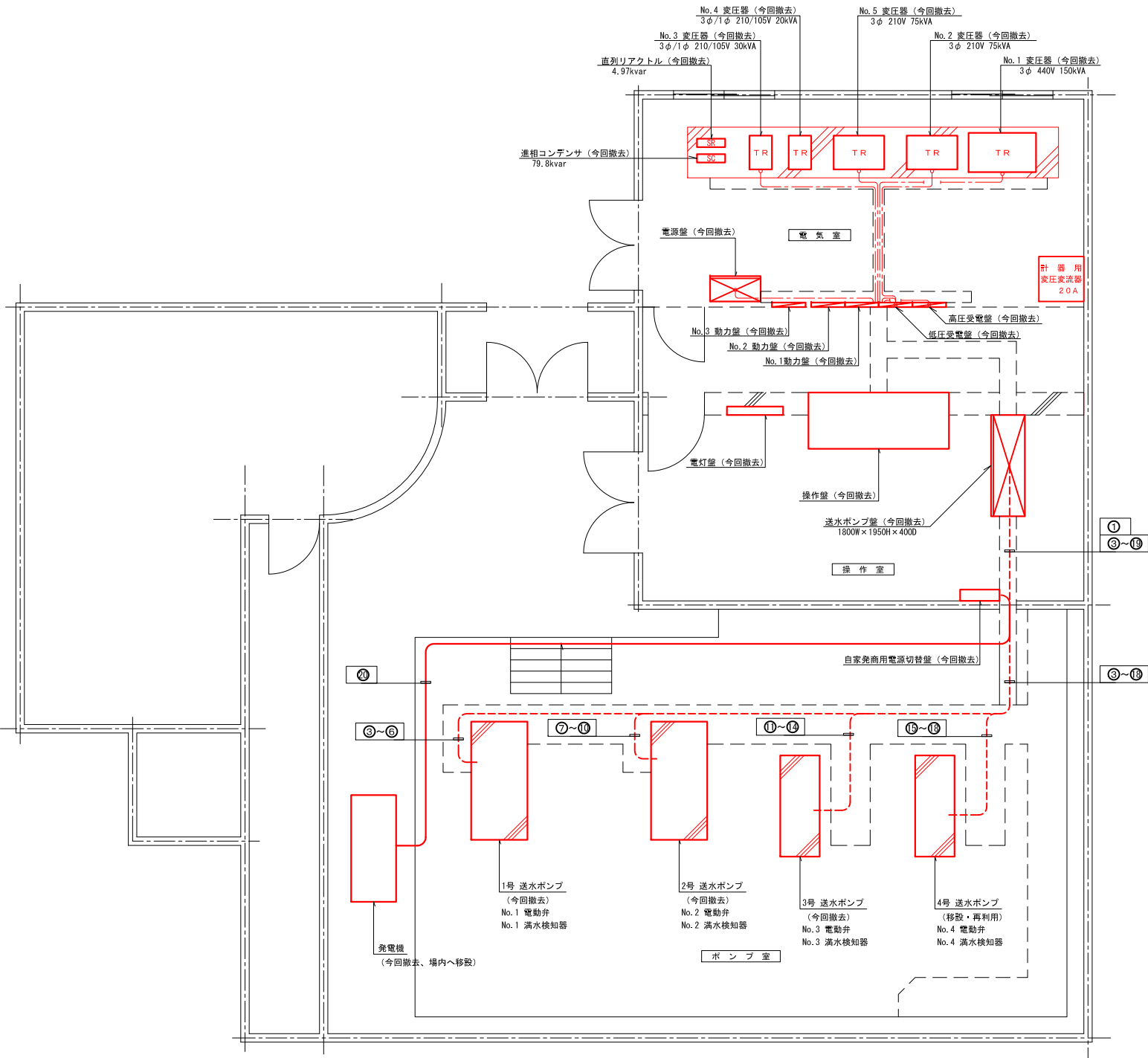


呼び	寸 法							参考質量 (kg)
	a	b	h1	h2	h3	r	L	
C	180	210	300	50	150	30	600	84

歩車道境界ブロック
生Co 18-8-25
基礎砕石 C-40

第 1 浄水場 場内整備工事									
図名		場内路床・舗装整備構成図					設 計 番 号		
縮尺		A1 1:10 A3 1:20		製図年月日		図 番		<div><div>No. 13</div><div>計 18</div></div>	
部 長	課 長	課 長 補 佐			設 計	製 図			
栃 木 県 鹿 沼 市									

送水ポンプ室機器撤去図(1) S= A1 1:50 A3 1:100

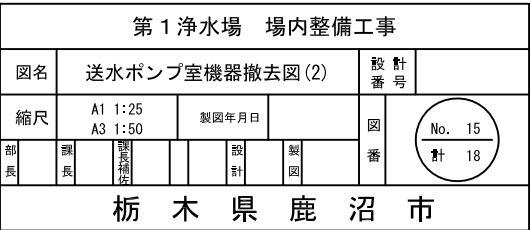


ケーブル撤去リスト

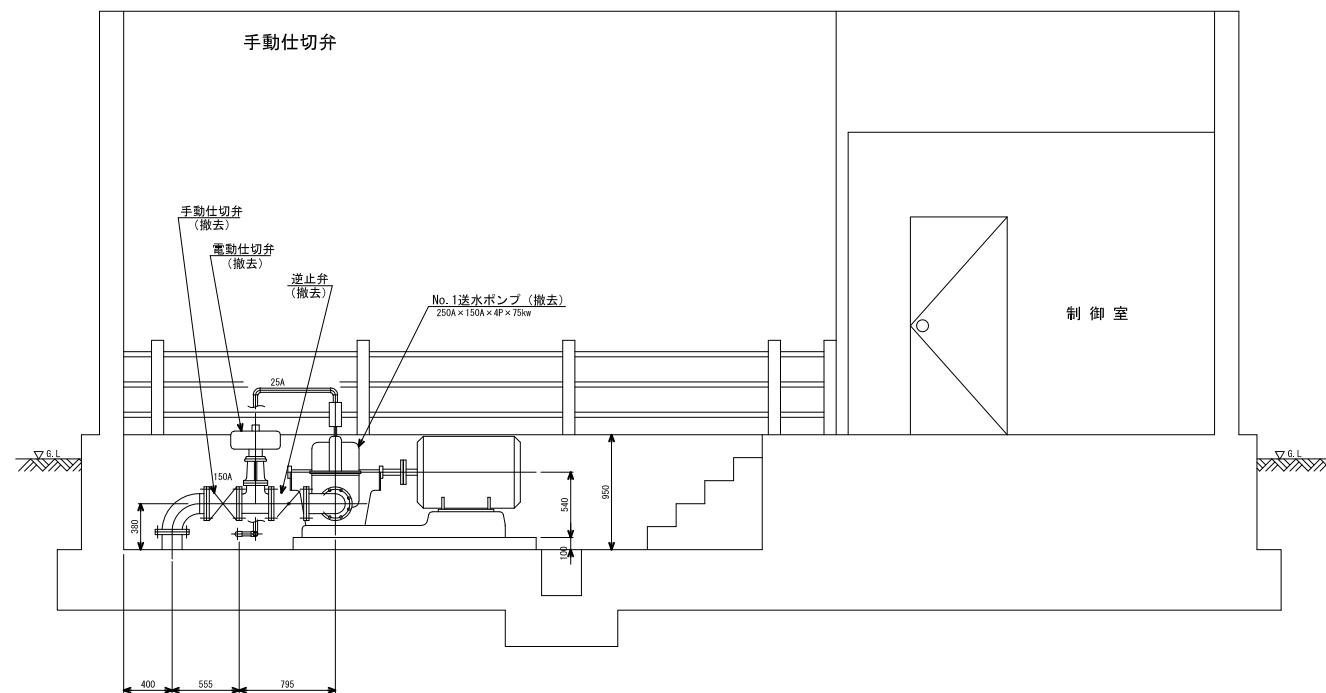
番号	自	至	配 線	電 線 管	接地線	備 考
①	No. 1 動力盤	自家発電機切替盤	CV38eq-3C × 2			
②	操作盤	送水ポンプ盤	CV2eq-15C × 12			
③	送水ポンプ盤	No. 1 送水ポンプ	CV38eq-3C × 2			
④	送水ポンプ盤	No. 1 電動弁	CV2eq-15C			
⑤	送水ポンプ盤	No. 1 電動弁	CV2eq-3C × 2			
⑥	送水ポンプ盤	No. 1 満水検知器	CV2eq-3C × 2			
⑦	送水ポンプ盤	No. 2 送水ポンプ	CV38eq-3C × 2			
⑧	送水ポンプ盤	No. 2 電動弁	CV2eq-15C			
⑨	送水ポンプ盤	No. 2 電動弁	CV2eq-3C × 2			
⑩	送水ポンプ盤	No. 2 満水検知器	CV2eq-3C × 2			
⑪	送水ポンプ盤	No. 3 送水ポンプ	CV38eq-3C × 2			
⑫	送水ポンプ盤	No. 3 電動弁	CV2eq-15C			
⑬	送水ポンプ盤	No. 3 電動弁	CV2eq-3C × 2			
⑭	送水ポンプ盤	No. 3 満水検知器	CV2eq-3C × 2			
⑮	送水ポンプ盤	No. 4 送水ポンプ	CV38eq-3C × 2			
⑯	送水ポンプ盤	No. 4 電動弁	CV2eq-15C			
⑰	送水ポンプ盤	No. 4 電動弁	CV2eq-3C × 2			
⑱	送水ポンプ盤	No. 4 満水検知器	CV2eq-3C × 2			
⑲	送水ポンプ盤	自家発商用電源切替盤	CV38eq-3C × 2			
⑳	自家発商用電源切替盤	自家発電装置	CV38eq-3C × 2			

第 1 浄水場 場内整備工事									
図名	送水ポンプ室機器撤去図(1)							設計 番 号	
縮尺	A1 1:50 A3 1:100		製図年月日				図 番	No. 14 計 18	
部長	課長	主任技師	設計	製図					
栃 木 県 鹿 沼 市									

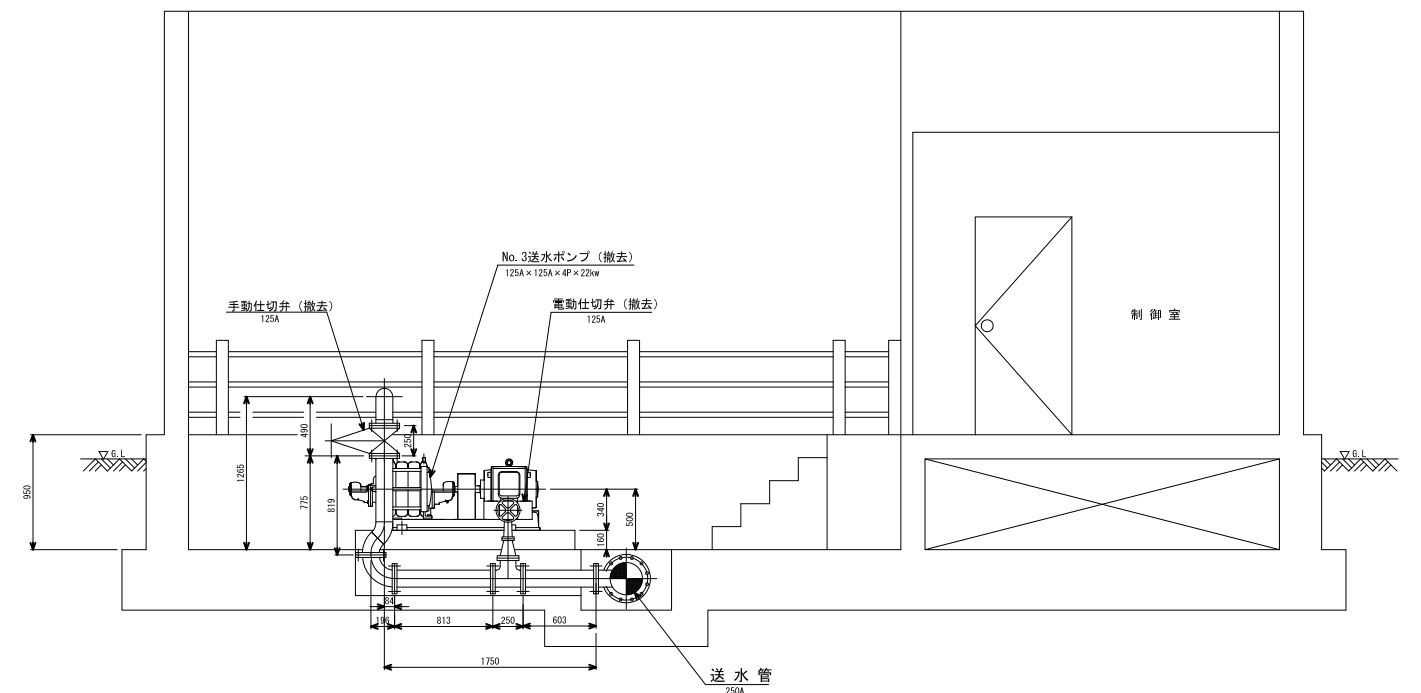
送水ポンプ室機器撤去図(2) S= $\frac{A1}{A3} \frac{1:25}{1:50}$



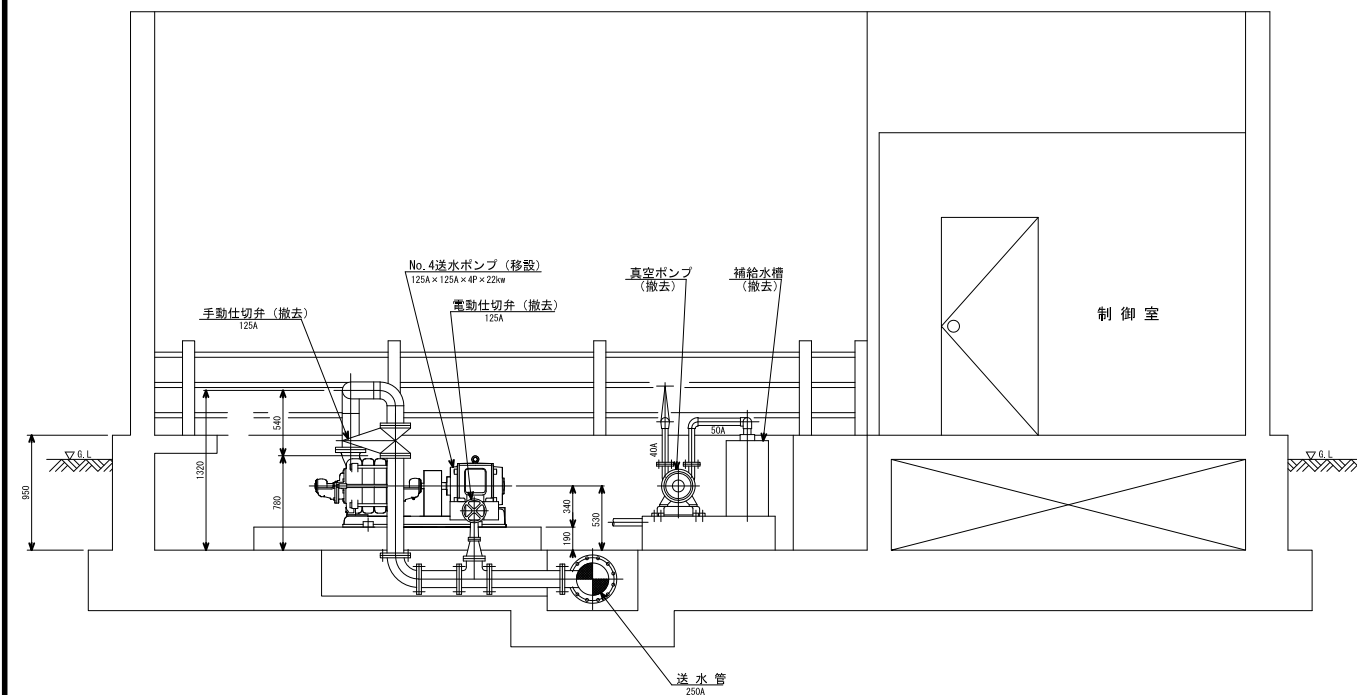
送水ポンプ室機器撤去図(3) S=None Scale



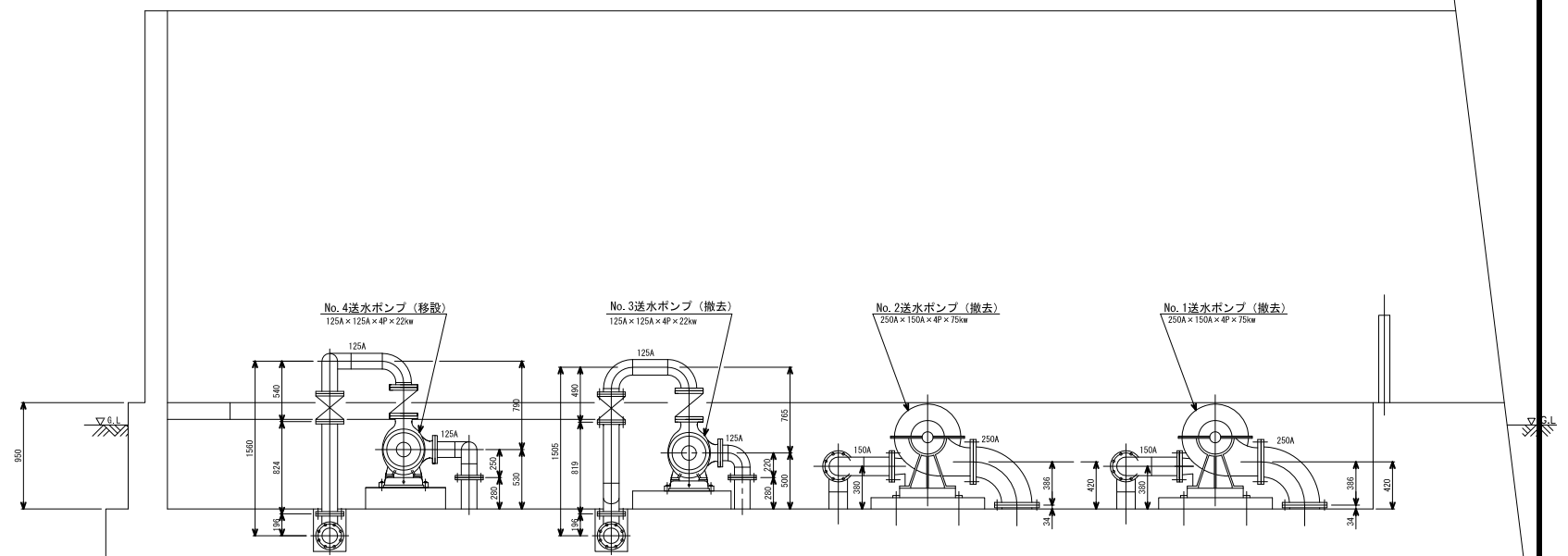
A—A 断面图



B-B 断面图



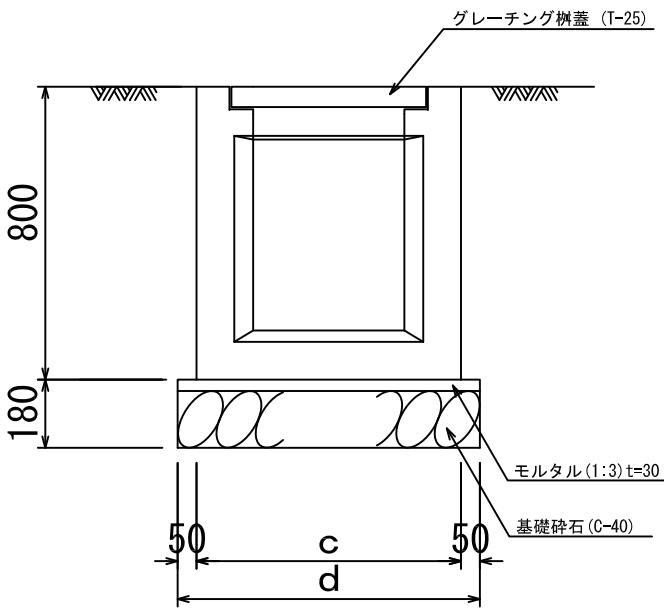
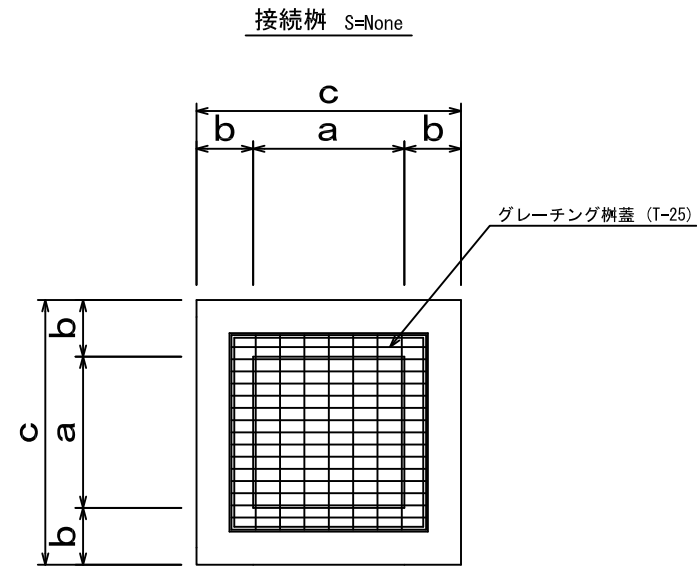
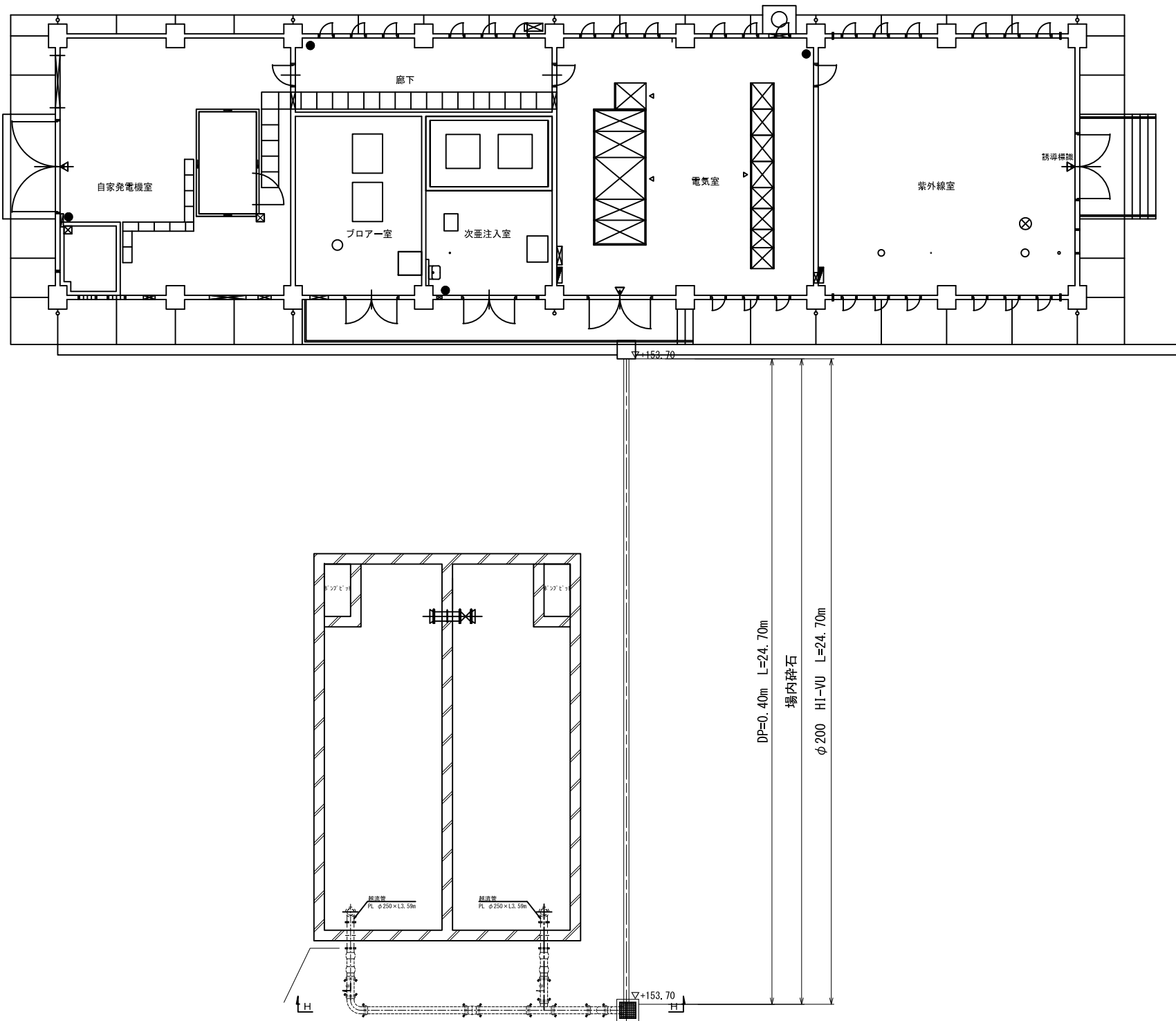
C—C 断面图



D-D 断面图

第 1 浄水場 場内整備工事									
図名		送水ポンプ室機器撤去図(3)					設 計 番 号		
縮尺		S=None Scale		製図年月日		図 番		<div><div>No. 16</div><div>計 18</div></div>	
部 長	課 長	監 理 補 佐		設 計	製 図	番			
栃 木 県 鹿 沼 市									

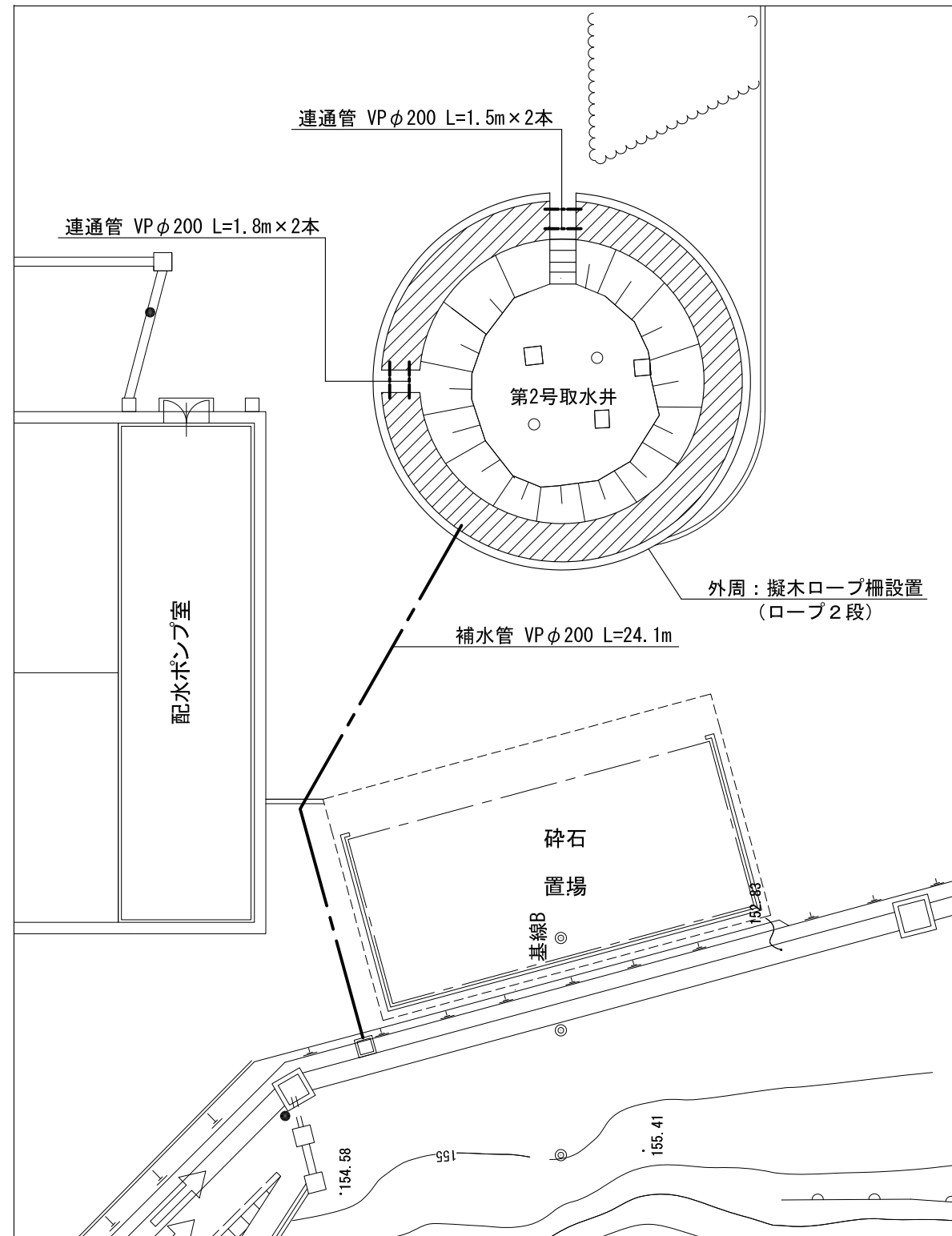
浄水池越流管参考図 S=None Scale



寸法表				
呼び名	寸法 (mm)			
	a	b	c	d
接続樹1	400	150	700	800

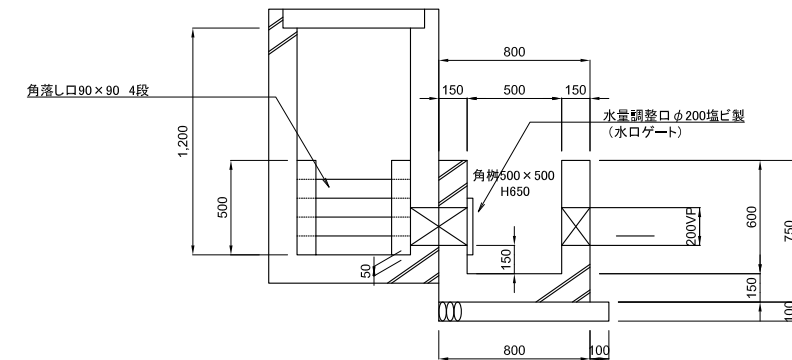
第1浄水場 場内整備工事				
図名	浄水池 越流管参考図		設計番号	
縮尺	None Scale	製図年月日	図番	No. 17
部長	課長	設計	製図	計 18
栃木県鹿沼市				

No.2取水井補水管計画図

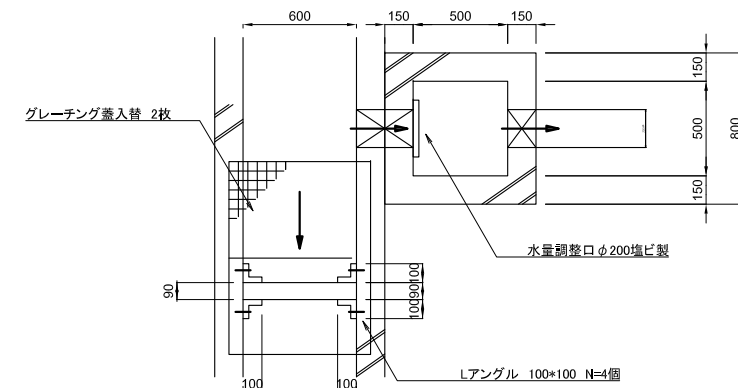


既設側溝詳細図

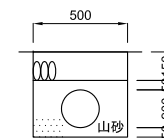
断面図



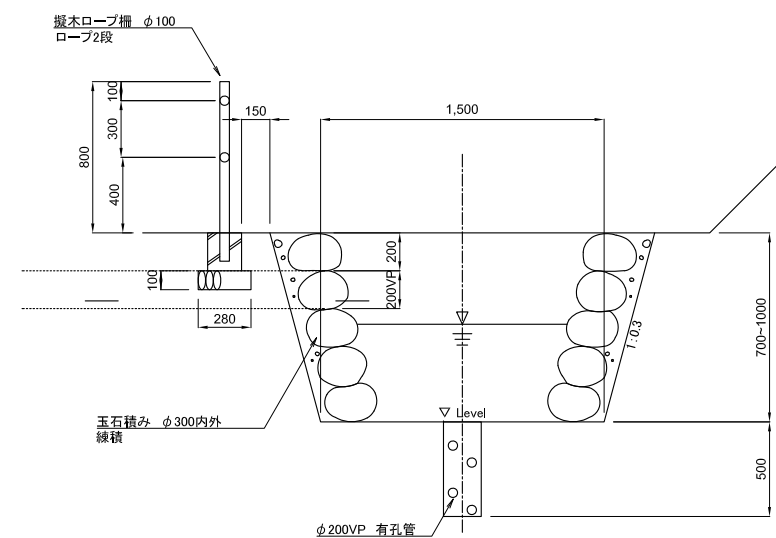
平面图



管断面図



平均断面図



第 1 浄水場 場内整備工事									
図名		No. 2取水井補水管計画図					設計 番号		
縮尺		S=None Scale		製図年月日			図 番	<div><div>No. 18</div><div>計 18</div></div>	
部 長		課 長		調 補 係		設 計			
栃 木 県 鹿 沼 市									